さて、序論第3節で本研究の方法論に触れたが、人間の生活を規定する一方の次元である社会構造に注目して考えてみようというのが、第Ⅱ 部の目的である。第Ⅰ部で触れた雑穀畑作文化を担う人々の社会とは、一体どのような特色を持つものであろうか。すでに、序論第2節では研究史を振り返り、正確には、東北日本に限らず、全国的には、畑作農村の社会構造上の特色の解明はすぐれて今後の課題であることを指摘した。この第Ⅱ部はそうした問題意識を踏まえて課題に迫ろうとする事例研究である。

文化との連関を考察する展望を念頭に置き、事例として選ばれるのは、 第 I 部第 2 ~ 5 節で検討した四つのムラである。福島県の大石田と山形 県の南沢は、日本の東半分の地域にとり分け大きな影響力を持つとされ てきた同族(特に、典型とされるマキ型同族)の特色を主として考えて みようとする事例である。一方、同じ山形県の毒沢は、同族とともに、 東北地方に比較的広い分布を持ち、村落構造を規定する重要な制度とし て知られてきた契約講(組)に注目して、両者の機能連関を探りながら、 課題を検討してみようとする事例である。最後の北村、原村は、東北日 本を代表するもう一つのタイプの同族=ジルイ型同族と、しばしばそこ に付随する仮親子=擬制的親子慣行の特色を考察し、課題に迫ることを 企図した事例である。

方法論的には、すでに序論第3節Eで、村落構造類型化の指標となった、東北日本の婚姻、家族、同族の一般的性格を整理したが、それを基準として、それとの偏差、違いを可能な限り明らかにしていくことで、東北日本畑作農村の社会構造上の特色を考察することとしたい。

第1節 事例研究1 福島県大沼郡三島町大石田の社会構造 - 畑作農村の同族 -

A. ムラの概況

第 I 部でほぼ整理しつくされているが、後の議論との関係で特に重要と思われる点のみ、再確認しておきたい。

ムラ内の主な姓として五十嵐(18戸)、秦(17戸)、渡部(9戸)、渡辺(4戸)、飯塚(7戸)が知られるが、後述するようにそれぞれ同族を構成しており、村落構造的には、同族制村落として基本的な特徴を 把握することが適切と考える。

また、共有林(面積の詳細は判明せず)が過去にあり、焼畑は主としてここで行なわれていた。共有地はムラの周辺の山林原野中に11ヶ所が知られ、最大のものは、面積120町歩を記録している。土着とされる53戸の連名で登記されてきた入会地であり、かってな売買はできない。伝統的には、この入会地の杉や桧を売却して、ムラ運営の経費として用いていた。(今日的には、ムラの運営経費は区費として全戸から徴収されているが、一律徴収になるものと、所得によって差のあるものの双方が併用されており、一面では真の平等性が貫かれている。)カノ=焼畑は、この共有地内を入会権を持つ家が自由に使って行われてきた。希望者は区長に申し出るが、使用する場所は早い者勝ちで決まり、何年続けて利用してもよい習いとなっていた。区長は入会地利用の目安として焼畑の台帳を保管しているが、若干の利用料が課される以外、細かな決まりはなく、また、それでいて特に問題も生じてこなかったとされる。自分の耕地を十分に持たない家にとっては、後々他家に阿ねる必要のないありがたい生活の支えであったのである。

また、自給自足的な大石田の生活にあって、伝統的な第一の換金手段 は炭焼きであったが、そのための木材資源を供給したのがこの共有林で あった。大石田では、急激な資源の枯渇を避けるため、全戸で木炭生産 組合を組織して、通年で炭焼きに従事する家と、冬期のみ従事する家とに分けて、生産調整をしてきたのであった。ムラ全体が生きのびていくための不可欠な制度であった。これらを念頭に置きつつ、族制上の特色の考察に移りたい。

なお、調査拒否等があり、実際の調査対象は50戸であった。以下の 分析はそれらから得られたデータに基づくものである。

B. 家族の構成と動態

1. 家族の規模

大石田の平均家族員数は4.54人であり、全国平均の3.04人はもちろん、福島県レベルの平均値3.53人よりも一人分も多い状況(1)である。事実家族員数の分布幅は1~8人の間であり、6人家族の事例が最も多く、12事例=24%を占めている状況である。また、同居世代数からみると三世代家族が24世帯でほぼ半分を占めている。

要するに大石田では家族員数5~6人の三世代家族が多いということ であり、この点を規模の面からみた大石田の家族の特色として把握する ことができる。

2. 家族構成

同居する家族員は世帯主との続柄において子供、配偶者、孫の順で多い。また、世帯主が自分の親と同居している場合には、三倍弱の割合で 父親より母親が多く、特徴を成している。

次に、家族構成類型からみると、まず夫婦家族については、世帯主夫婦のみの例が7例あるが、これらはみな子育でを終えた老夫婦で、50歳台以上の年齢層にある。近い将来世帯主のみの事例が増加することになるであろう。続いて直系家族の特色を検討してみよう。世帯主の祖母

の同居が4例(8%)もあり、注目される。すなわち、大石田の多世代 にわたる直系家族は女性の長命によって支えられていることがわかるの である。

最後に2例の報告がある傍系家族を考えてみよう。二つの事例に示された傍系血族は、具体的には世帯主のオバと弟であるが、前者は一度婚出後に配偶者と死別。身寄りのない状況の中で生家にもどってきたものであり、後者は病気が原因で生家に居留まったケースである。従ってどちらも家庭の特殊な事情を反映した事例であって、慣行に基づくものとは考えにくい。しかし、大石田にはそうして慣行が全くなかったとすることは少々早計に思われる節があり、言わばそうした伏線(傍系血族との同居を肯定できる考え方)があって、各々の事例では両者を受けいれている可能性もある。詳細を次の家族類型の分析の中で検討してみたい。

3. 家族の類型 -過去と現在-

前掲表59「員数別世代数・夫婦組数・家族類型別家族員数」から明らかなように、大石田の家族は直系家族が33例(66%)と圧倒的多数を占めている。しかも、三世代は固より四世代にも及ぶ多世代な構成となっている点で特徴を示している。しかし、従来からそうであったかについては疑問があり、傍系家族的大家族であったことが推察されるのである(2)。以下二つの事例を通して、変化の背景とその他の特色を考察してみたい。

〈事例 1 〉 5 0 4 世帯主夫婦の婚姻

5 0 4 の現世帯主夫婦は実は交叉イトコ同志である。親達は6 0 5 の 現世帯主の二世代前の世帯主の子という立場でもある。5 0 4 の現世帯 主夫婦は夫6 8 歳、妻6 5 歳(1 9 8 9 年 8 月現在)であるが、約半世 紀ほど前はそれぞれの両親とともに6 0 5 で暮らしていた。この結果日 常的な接触を介して情意が通じ、また、年齢的な差が適当であったことなどから婚姻が成立。それを機会に分家したのだった。つまり、約半世紀ほど前の昭和10年代には、605はいずれかの配偶者同志がキョウダイである(兄妹)二組の夫婦がいっしょに暮らしていたことになる。いずれにせよ、当時の605には一時的にせよ十数名に及ぶ家族員を有する傍系家族的大家族であったことが判明する。同様な事例をもう一つ紹介してみよう。

〈事例2〉508世帯主夫婦の婚姻

この夫婦は平行イトコ同志(父親同志が兄弟)である。夫74歳、妻73歳(1989年8月現在)であり、やはりそれぞれの両親とともに508で同居しながら育ったのだった。なお、世帯主夫婦の親達の姉は婚出していったことが知られる。傍系家族にあっても女性のキョウダイの夫婦との同居は歓迎されない傾向にあったということか。もしそうなら〈事例1〉の背景の追究は重要な意味をもつ。大間知篤三は、子女のうち娘たちは嫁がせ、息子たちのみを残留させる多子残留によって形成された大家族が天草・会津・青森などにみられる、と報告したが、こうした先行研究の知見とも一致する様相と言える。ところで、先行研究の指摘する東北地方の大家族制は大規模な水田稲作経営にともなう多量の家内労働力の必要性の見地から説明されてきたが、大石田は伝統的に焼畑を主体とする畑作農村であって、そこからかつての傍系家族的大家族の背景を説明することはできない。果たして焼畑を生業基盤とした場合においても、そうした傾向が生じる可能性はあるのだろうか。

佐々木高明によると、焼畑の収量は年により豊凶の差が大きく、また 耕地の造成と除草に大きな労働力を必要とする、とされる。さらに、東 南アジアから日本も含め、一戸(成員 5 人)当りの焼畑経営面積は1.4 ~1.8 ヘクタールまでの範囲に納まるという⁽³⁾。つまり、逆に考え れば、もし大石田における一戸あたりの焼畑経営面積が2.8 ヘクター ルを越えるほどのものであったなら、計算上はその世帯の成員は10人以上であることが望まれたはずで、大家族化の背景が理解される。過去の焼畑の実態を数量的に正確に把握できる資料がないのでもどかしいが、 仮説として指摘しておきたい。

いずれにせよ大石田の調査からは、東北地方における水田稲作農村と 焼畑・畑作農村では、家族類型を指標としてみると家族の社会構造上の 特色に東北地方の一般的傾向と目立った違いは認めにくいと報告せざる をえない。今後同地方の調査事例を積み重ね、この点に明確な展望を求 めたい。

4. 家族の展開

さて、家族の動態の分析に移りたい。最初に世代別の家族の展開を考察してみよう。筆者は世帯主のキョウダイ、前世帯主のキョウダイ、世 帯主の子供が成長とともにどのような展開をとげたかを分析してみた。

まず世帯主のキョウダイ=189例をみると、①長男の残留=相続が約9割を占めること、②次男以下は明らかに転出の傾向にあるが、職出が分家と婚出の2倍強の割合を示すこと、③さらに分家と婚出の比較では婚出の数値が高く、長男・長子相続的慣行の下で、長男以下の男子の処遇としては、ムコに出すことが好まれる傾向にあること、④女子については95パーセント強の割合で婚出が選択されているが、分家による転出が2例=約6パーセントあり、どちらも長女が対象になっていること、⑤従って、③を念頭に置くと、女性でも長子であれば単に男系を選択することよりも、重きが置かれる価値観を読みとりうること、といった特色を抽出することができた。

また、こうした傾向は前世帯主のキョウダイ=169例についても認められ、否、長女による分家の創設は3例=約9パーセント、家の相続は5例=約15パーセントにも達していることが判明した。やはり長女に対する特別な価値観の存在を認識しうるように思われる。

一方世帯主の子供=117例では、長男の同居(26例=約67パーセント=職出の約2倍)が目立ち、成人女子では75パーセントが婚出による転出という状況を示している。

5. 相続の一般的傾向

次に、相続という観点から検討を加えてみよう。現世帯主50人についてみると、前世帯主との続柄において長男であるケースが実に42例あり、さらに、長女による相続の事例一つを加えると、長子による相続の割合は実に86パーセントにも達し、長子相続的傾向がはっきり把握される。事実次・三男が相続している場合も長男が何等かの理由で欠けたことに起因してのことであって、実質的な長男相続になっていることも裏づけとなろう。

また、4代以上継続する家で、過去三代にわたる相続者の続柄が明確な22例について代々の相続者を明らかにする相続継承線の分析を行なうと、過去三代の相続者がすべて男性だけという家が15例、しかも長男によってのみ代々相続されたものが12例を占めており、男系、特に長男相続の傾向がより一層明確となる。一方女性が相続者になる場合は専ら長女が対象であり、その背景には、①他にキョウダイがいない、②何等かの理由で長男を欠いているという共通項があり、留意される。

以上から大石田における相続者決定には、①長子相続、②男系優位、 ③前者よりも後者の側の優位、という三つの基準が機能しているものと 推測され、一般に長男→次男という順位を原則としつつ、たとえば次男 よりも長女の方がかなり年長である場合など、③の基準が崩れて長女に よる相続となることが多かったものとみられる。東北地方に多い姉家督 の慣行はこのムラでも比較的明確である。「女がキョウダイの中で年長 であった場合には、必ず、相続させるが、分家を出す。」と語るインフ オーマントもいることを御紹介いたしておきたい。

6. 祖名継承法

この相続慣行と関連して注目されるのは、祖名継承の慣行=先祖の個人名の全部もしくは一部を継承して子どもに命名する方法である。筆者が調査したところでは、家族の一人でもいずれかの先祖から祖名継承が認められる世帯は実に33世帯にも及んでいる。

そこで、どのような立場の家族に祖名継承が多いかを調べてみると、 男性である世帯主、その長男、さらにその長男、世帯主の父という順に 割合が高いことがわかった。因みに女性の祖名継承者も2例を確認した が、ともに長女であった。では、これらの人々がどのような関係の先祖 から祖名継承したかを調べてみると、父から(総事例数=59例の内 43例=73%)、父の父から(17%)、父の父の父(5%)の順で あり、父系単系的な価値指向がみごとに見通されてくるのである。

7. 養子

この点との関連で、次男以下の男子の処遇方法として用いられることが多いムコ養子の実態を検討してみたい。

現世帯主を中心にその子供と過去二代について、ムコ養子がどれだけ行われたかをみたところ、実に50戸中14戸でこの間ムコ養子が少なくとも1回行われていたことが判明した。これは長子相続的な慣行により、女性が相続者になる機会が比較的多い大石田の慣行に対応するものと考えられよう。

なお、一般の養子は少ないが、世帯主とその親の代、子の代という三世代についてみた場合でも、養子を出した例が2例、受けとった例が3 例ある。これは、そもそも食料も限られているような経済的に脆弱な畑作農村にあっては、一面で矛盾した状況に思われるが、必ずしもそうではなかった。

三島町文化財報告書第13号『会津御蔵入 大石田の民俗』(会津民

俗研究会編 1973 三島町教育委員会 P74)には、次のように 記されている。

「大石田部落の山林や耕地を多くもった5~6軒の地主は、大正の中ごろ奉公人をかかえていた。そのうち家内奉公人は家族同様の待遇を受け、給料をもらい、中には分家できたものもある。大石田の地主は、広い山林の育成と管理、とくに狭い階段状水田耕作は、里平(会津盆地の平坦部のことをそう呼んでいる)に比べて三倍の労力がかかるので、1町2反くらいでも若夫婦二人では困難であった。しかも大正時代は養蚕の全盛期でもあったため、どうしても奉公人を必要としたのであった。渡部某家の例では、子どもを里子にもらいうけて育て、成長したあと奉公人とし、その後、分家させている。五十嵐某家の場合は、最も奉公人が多く、幾家族もおり、全部で17~20人くらいになっていた。」

要するに、大石田には、田を大量に所有する地主はいなかったが、山林地主が少数ながら存在し、養子の育成に当たれる家があったのである。

8. 家族の役割

では、役割面からはどのような特色が見い出せるであろうか。戦前における家長の地位は高く、特に家族の移動と、財産管理には絶対的な権限を持っていたと語る人々が多い。また、カカザと呼ばれる主婦権も強力で、姑は概ね60歳頃までこれを保持するのが普通であった。特に、著しく貴重な食料である米の管理は厳しく、米置き場は常に姑の目が届くところにあったと伝えられている。ハレの日の食物・献立の決定、日常のおかず作りも姑の役割であった。

相続慣行等からみて、かつての大家族制の下でも、男系優位、直系家族指向の価値観が潜在していたと思われるが、こうした強い戸主権がともなっていたとすれば、これは正に「家」と呼ぶべき家族制度と認識せざるをえない。ここでも東北地方に一般的な家族慣行を確認することができる。

C. 親族の拡大と組織化

1. 親族をめぐる諸概念

大石田には、今日主従関係を含む実態的な権利義務関係はないが、相互に系譜関係をはっきり認識しあった本分家集団が認められる。筆者の調査からは、九つの本分家集団が発見されているが、その内同族の性格を有すると思われるのは七つである。総本家をイチバンノホンケ、本家をホンタクまたはオマエ、分家をシンタクもしくはワカサレと称し、本分家集団全体をイッケ、マキ、もしくはイッケマキ、その各構成戸をイッケナカと呼ぶ。すでに触れたように、大石田における男系=父系出自強調の価値観は明確であって、このイッケマキは同族の典型=マキ型同族の一つと考えてよいであろう。筆者が調査した50戸のうち39戸=78パーセントがいずれかのイッケマキに組み込まれていた。本家格の家=11戸、分家格の家=22戸、本家かつ分家格の家=6戸である。詳しくは図9を御参照いただきたい。因みに特定のイッケマキ全体で正月元日稲米のモチを食することをタブーとするなど、イッケマキが畑作文化の重要な伝承母体としても機能することは、すでに第Ⅰ部で御報告した通りである。

この他、「姻戚関係にある家」とほぼ同義でシンルイという概念も抽出された。

2. 分家 (シンタク) の形成

さて、大石田が村落構造上基本的に同族制村落と考えうることはすで に指摘したが、同族制を有するということは、何代にもわたり、分家の 拡大と相互の系譜関係の認知に基づく強いむすびつきを維持しようとす る願望が、本来大石田の人々には潜在しているものと考えられよう。

そこで、次に第一義的な親族拡大の契機としての分家の慣行に注目し、

その法則性や背後にある観念を検討してみたい。

現世帯主を基準にムラ内53戸(201、301、507については世帯調査表を作成していないが、分家側からの情報で実態がわかってしまったので、検討対象とした。)の過去三代に溯る分家形成の事例(12例)を、タイトルの視点から集計、分析してみた。出生順の不明な一つを除く他の全事例を概観して気づくことは、①男性が分家を創設する場合はすべて次男(の立場に当たる者)であること、②一方女性の場合はすべて長女であること、である。男系優位・長子相続的な価値観を背景に、次男、長女がそれに準じるものとして相応の重きを置かれ、結果的に家を相続できなかった場合に与えられた一つの待遇という解釈が適切であろうし、実際特に次男についてはそうしたコメントを多くのインフォーマントから聞かされた。

しかし、一方分家を作ることについての一般的な考え方を尋ねる中では、「うちの村はそんなに分家は多くねえ。」とも聞かされた。全体の約8割の家が何等かのイッケマキに組み込まれている事実に照らして、この発言は実態を反映するものとは考えにくい。しかし、そうした認識が導かれてくる背景があるはずで、それは以下のようなものであった。すなわち、分家を出すためには、それが生き残れるだけの財産を持たせてやらねばならないが、焼畑主体の貧しいムラにあっては、それだけのものを持ちうる家は限られている。だから分家を出そうと思ってもなかなかそうはいかない、というのが人々の説明なのであった。

だが、これをその通りに受けとめれば、わざわざムコを得てまで長女を分家に出すといった事例は、大石田の相続をめぐる価値観も念頭に置きつつ、明らかにそれとの矛盾を示すものと考えられよう。言わばこの点を理論的にどう理解できるかが、大石田の分家慣行なり、より広く家族・親族の社会構造の特色を考える上でポイントとなろう。

そこで、分家の場合の諸条件に注目してみると、財産分与は、正式の場合、本家 6 分、分家 4 分に分割すべきものと伝えられてきている。従って、かなり均分相続に近いものであったことになる。なお、分割の対

象となる財産は、山林、耕地、所帯道具、生産用具が中心で、さらに家を新築してやるという。

また、シンタクが出ると、区長に申し込んでムラの1戸と認めてもらうが、シンタクにとって著しく不利なのは、共有地への入会権が取得できないことであり、生活上多くの不便が生じることとなった。このため何等かの都合でムラを離れる事情が生じた家がある場合等、入会権を譲り受けるといったこともあったと伝えられている。なお、当地では分家制限については特に聞かれなかったが、共有地への新規参入の困難等を考えると、ムラが存続していくために、ムラの適正規模について、人々の間で一定の了解があったものと思われる。

3. コモタズ (養子分家)

ところで、大石田の相続と養子分家の問題を考える上でどうしても見 おとせない慣行としてコモタズ(養子分家)がある。続いて本論の核心 であるこの慣行を紹介してみたい。

コモタズとは、その意味するところを漢字で表現すれば「子持たず」となる。ある家でたまたま子供がなかった場合、その家はやがて絶家となる。これを避けるためには何等かの形で相続者を得なければならないわけだが、別の家から夫婦ごと(もしくは養子になると同時に結婚することを前提に、そのどちらかを)養子にとり、家を相続させる、というものである。この結果姓は従来と変わらないのだが、実質的にはある家の分家であるような家が大石田には存在するのである。なお、一般的傾向性として言えば、男系優位な価値観の中で男子の養子、もしくはそれとその妻という形の夫婦が多かったようである。

この慣行を考える場合に興味深いのは、たとえば、「あの家はコモタ ズなのでうちから送りこんだ」という表現に示されるように、絶家にな りそうな家の事情を察して、親戚や近隣の家を中心に、それを積極的に 救済しようとする意図(もしくは何としても家を存続、相続させたいと いう願望)から養子を提供している節があることである。かつて及川宏は、分家は家族員の単なる分居ではなく、超世代連続の予定と村落社会の承認が必要である(*) ことを指摘したが、すでに述べたように、ムラ内の人々は該当家がコモタズによって維持されたことを十分に了解しており、こうしたことから、それをある家の実質的分家として承認することも妥当と考える。以下三つの事例を紹介する。

〈事例1〉606の場合

606は現世帯主を基準に八世代ほど前に501の分家となった。しかし、少なくとも四代以前に一度絶家の心配が生じ、603よりその男子夫婦をコモタズによって迎えた。このため603は現在ムラ内唯一のk姓であるが、こうしたつながりから親戚関係を拡大しており、501を本家とする同族の一員として認められている。また、603は606を「うちから養子を出して再興したんです。」とも語っており、先のコモタズの説明を裏づけている。

〈事例2〉610の場合

6 1 0 では現世帯主の祖父母(FFとFM)夫婦がコモタズによって6 0 7 から養子として迎えられた。ただ、本事例で興味深いのは、6 1 0、6 0 7 とも身近な親戚として相互に認識していないことであり、事例1と極めて対象的な様相を示していることである。今のところ理由は判明しない。

〈事例3〉408の場合

4 0 8 の現世帯主はもともと 6 0 8 の養子として育てられていたが、 たまたま 4 0 8 に絶家の心配が生じたため、コモタズにより今度は 4 0 8の養子となり、家を相続した。608ではこの間の事情を、「408へ(養子を)送りこんだ。」と称し、「実質的な分家になるわけです。」とも語っている。また、408も現在ムラ内唯一の I 姓であるが、608他で構成する五十嵐姓の同族の一員となっており、その他の構成戸と日常的に強い結びつきを維持している。

すなわち、大石田の同族に姓の異なる家が含まれているのはこのためである。一般にこうしたことが生じるのは、他村からの転入戸が所謂、ワラジヌギ(草鞋脱ぎ)分家となったり、奉公人分家の場合等が多い。この点大石田の同族は顕著な違いがある。

4. コモタズの機能をめぐる仮説

そこで、私の解釈を一つの仮説として提示してみたい。

つまり、同族の価値観の中で、大石田では分家創出が可能な状況の下 では積極的にそれを意図することとなり、男系・長子相続の優位性を背 景に、主として次男と長女がそれに当たる。しかし、中心となる生業= 焼畑・畑作炭焼きの経済力は極めて脆弱(5)であって、分家を出すだけ の力量のある家は限られている。人々の潜在的な願望の実現にかなりの 制約が加わることとなる。このため、本来分家を創出することが期待さ れる次男以下の男子の多くがムコに出される形で処遇される結果となる (やがてムコ入りした家で世帯主となりうる可能性が高く、一定の代償 となりうる)のであろう。さらに、分家の増大によるムラの規模の一方 的な拡大も困るが絶家が生じることは、ムラの存続にとってこれまた大 きな脅威となることが想像される。言わばここに現存する家の維持、な いしは何とか絶家を避ける工夫の必要性が生じ、これがコモタズの慣行 を定着させる要因になったのであろう。しかもそれは実質的分家である から、分家を創出したいというムラの人々の潜在的要求をも満たすもの となる。何より重要なことは、絶家の入会権を相続できることであり、 一戸前の家として、ムラに暮らすことができるのである。

このように大石田の家族・親族の社会構造は、同族、焼畑・炭焼きの 脆弱な経済力、男系優位・長子相続的価値観の矛盾を調整する仕組みと してのコモタズ(養子分家)によって、最も特徴づけられる(*) と考え られよう。

5. 同族の結びつき

ところで、そうしたコモタズによる分家も含め、イッケマキの本分家は、日常、及びハレの場面で、どのような結びつきを維持しているのであろうか。

当地では、家格とか、名家といった表現をほとんど聞かない。旧名主の家が「オメイ」と呼ばれる位のもので、本家格だから尊重されるといった特権もほとんどない。万一分家に何か問題が生じれば、本家が手伝うことになるといった話を語るインフォーマントは多いが、逆に、分家が本家のために尽くさなければならない義務はないという。田も限られており田植えや稲刈りの共同労働もあまり発達しなかったとみられる(*)。

年忌と盆、正月に集まったり、相互訪問することは今でも続いており、墓もイッケマキの仲間同士隣接しており、本分家が互いに参拝する。
(大石田には複数の墓所があり、ほぼイッケマキごとに、使い分けられている。)一応同じイッケマキの仲間としての共属感情は認められるが、とにかく日常的にあまり意識しないと語るインフォーマントが多い。すでに第I部で、当地の民間信仰対象となる神格については紹介したが、この内イッケマキの同族神なり、氏神とみられるものはない。祭祀面でのつながりも当地の同族は弱いのである。同族の一般的性格と大きく異なる点が多々認められる。より具体的に言えば、日常の生活互助機能が特に稀薄である。

たとえば、大石田においては、葬式の手伝いや、屋根のふき替えは、 近所の人々と、イッケマキに限定されない様々なつながりの親戚全般を 対象に依頼されており、どちらかと言えば、隣組なり、地縁関係が重視 されているのである

すでに紹介したように、そもそも分家を出す本家も、経済的に脆弱であり、仮に均分に近い財産分与で分家を出してしまうと、両者に大きな経済力の差は認めにくい状況となる。互いに積極的に援助に入れる条件を持っていない。また、共有地の利用こそが、当地で生活していく上では、一層重要な意味を持っていたとみられることから、少なくとも入会権を獲得できれば、分家の本家に対する、もしくはイッケマキ全体に対する依存はかなり減少したであろう。自ずと父系重視の系譜上の本末関係の認識に基づく結びつきに関係は限定されてくることになる。当地の同族の特色の形成には、生業、経済的な背景が強く影響しているものと思われるのである。

D. 総括

最後に、これまでの議論を振り返り、序論で述べた「東北日本畑作農村の類型試論」で設定した指標を活用して、これまでご紹介してきた議論を再整理し、村落構造類型論の立場から、大石田の社会構造の特色を総括してみたい。

①指標となる畑作物:

第 I 部でご紹介したように、当地の伝統的な畑作物の主体は、ソバ、アワ、キビの雑穀類と小豆である。この内、ソバ、アワ、小豆の三者が焼畑の輪作作物であった。第 I 部第 I 節で明らかにした東北地方の畑作の特色を十分把握することができよう。

②共有財産の有無:

「A. ムラの概況」で詳述したように、当地には、ムラの周辺の山林原野中に11ヶ所の共有地がある。土着の53戸の連名で登記されてきた入会地であり、そこに育った杉や桧を売却してムラの運営経費を捻出したり、主要な生業であった焼畑の耕地、唯一の換金手段でもあった製炭のための木材資源の供給地として、正にムラ人の生活を支える生命線

であった。それ故に、木炭生産組合による資源保護のための生産調整が行われたり、焼畑台帳の作成による最低限の耕地利用の管理も行われてきたのだった。いずれにしても、こうした共有地が経済的に一層貧しい家の存立を支える一方、その管理を通じてムラの統制にも一定の機能を発揮してきたことは注目されなければならない。

③共同労働:

本項目についての筆者の調査は手薄であるので、先行研究の知見を参 考に考えてみたい。筆者の調査に先立つこと約15年ほど前、会津民俗 研究会と三島町文化財専門委員会、同教育委員会の協力で、4日間とい う短い調査期間ながら、当地の包括的な民俗調査が行われた。報告書 (すでにご紹介したが、1995、三島町文化財報告書第13号=文化 財基礎調査報告書 VI 『会津御蔵入 大石田の民俗』、三島町教育委員会) の発行は大幅に遅れたが、ここでもそれを参照すると、当地では各種の 共同(労働)を「ユイ」と呼び、代表的な場面の一つとして、限られた 面積の水田ながら、田植えが指摘されている。しかし、「相当多くの人 を集めて一挙に片付けてしまう傾向があった。」との記載だけでは、何 とも判断できない。焼畑をめぐるユイの報告はない。日常生活で問題と なるのは薪の運搬であり、「1戸分を15人位頼み、1日で1戸ずつ片 付け、順番に次々と各戸を回り、1週間位でやってしまう。」とある。 概ね各戸から一組の夫婦が参加していたものとみられるが、興味深いこ とは、本分家間のユイとは報告されていないことと、関係戸の輪番制で 機能している点であろう。また、どちらかと言えば相互扶助と概念化し た方がよいかもしれないが、葬式では、「葬儀委員長をここでは総指揮 官と呼び、親類のものがやっている。親類と近所の主婦は内働きでまか ないのほうを分担する。穴堀の六尺は隣組、あたり近所の人がやる。死 亡の知らせと寺への連絡は近親が受け持ち、買い物、料理は近所の人が する。」、屋根がえの手伝いでは、「あたり近所と親類の人たちがでる。 … 萱かりに1日、運搬に1日、当日の屋根ほごしに1日、計3日は手伝 う。」とされている。残念ながら、ここでいう「親類」の概念が不明確

であり、イッケマキ=同族のメンバーシップとどれほど重複するのか (しないのか) 判明しないが、近隣組の家の役割の大きさが理解されよ う。同族が存在しながら、地縁的な関係が重要な地位を占めていること がよくわかる。

④家族:

すでに「B. 家族の構成と動態」で詳述したように、当地では、伝統的に長男相続を理想としながらも、姉家督・長子相続の慣行が認められる。また、今日的には長男夫婦との同居を基本とする直系家族が支配的な家族類型となっているが、少なくとも戦前までは、複数のキョウダイ夫婦の同居による、傍系家族的な大家族がかなりみられたものと推察されることも明らかにした。参考までに、同様な見解は先の報告書にも記載されている。

以上を総括すると、当地の家族は、伝統的には蒲生のいう拡大指向型であったとみられ、今日的には現状維持型にほぼ一致するとみられる段階まで変化してきていると判断されよう。

⑤婚姻体系:

本項目も筆者の調査が及んでいないので、先の先行研究の報告によって確認していきたい。すでに「B. 家族の構成と動態 4. 家族の展開」で明らかにしたように、当地の婚姻は基本的に嫁入婚である。婚姻慣行の細部は、「見合いをする仲人婚が大半で、しかも仲人と親の話で6分どおり決定する。 …親の権力が強かったから恋愛結婚は少なかった。しかし男女が知り合う機会はお祭りや盆に多く、子どもができてから一緒になった例もある。少ない例である…婚姻の成立したしるしは、酒定めである。仲人がくれる方にいって披露し、もらう方に帰ってきて披露する。両親、おじおば、本家分家、あたり近所の人たちを20~30人くらい招いて酒盛りを盛大にする。」とある。仲人の役割の大きさや婚前性交渉に対する否定的な態度が理解されよう。なお、ムラ内婚率は現世帯主から過去3代の平均で、約30%である。

こうして嫁出した女性たちは、既述のように、婚家の強い「家」的な

規制の下でヨメとなり、やがて世代交代によりカカザ=主婦権を得てシュートメとなっていった。以上を総括すると、蒲生のいうヨメイリ婚姻 体系の特色がすべて出揃っていると認識されよう。

⑥イデオロギー:

さて、これまでの議論を振り返って考えてみると、特に、家族・婚姻 慣行の中に、「状況不変」の価値観を把握することは容易であろう。ま た、共同労働の場面からは、地縁関係重視、幾分状況に応じた流動的な リーダーシップも窺えるが、一定の原則を確立した制度的なものではな く、規範的なイデオロギーとは考えにくいものと思われる。当地の伝統 的イデオロギーは「状況不変」と理解されよう。

⑦親族体系:

すでに「C. 親族の拡大と組織化 1. 親族をめぐる概念」で紹介したように、当地の主要な親族概念は二つである。一つは、マキ型同族としてのイッケマキであり、もう一つは、姻戚関係にある家とほぼ同義のシンルイである。問題は後者であって、世代深度等、どの程度の範囲までこの関係が拡大しているか、妻方・母方の割合等、関係の細部について、筆者の調査は十分踏み込めていない。しかし、大事な点を補足的に確認すれば、シンルイは各戸ごとに組織されるものであって、自己(家)中心的な親族の組織化であることに疑いはない。従って、蒲生のいう親族体系の分類に基づいて判断すれば、当地の親族体系は、出自集団と親類の共存する親族組織の内の、「同族を形成する」ものに該当することになるであろう。

なお、ムラの人々に親戚に当たる家を尋ねると、イッケマキの仲間の家は次々と回答されるが、シンルイの回答には一瞬間があくといった状態で、シンルイに対する意識は明らかに希薄である。大石田の人々にとって親戚とは、現実には多分にイッケマキと同義であることがわかる。シンルイは概ね姻戚という関係の確認に止まる結び付きとみられ、何等かの固有の場面での積極的な共同やつながりは、ほとんど確認できない。あえてイッケマキとシンルイを比較すれば、相対的な認識ながら、親族

関係における重要性は明らかに前者の方が重い。

⑧村落構造:

当地には、同族であるイッケマキが七つあり、筆者の調査した各戸の約8割がいずれかのイッケマキに組織されている。すでに報告したように、イッケマキの統制や機能はマキ型同族一般に比べると、かなり脆弱とみられるにしても、当地の村落構造の形成に最も主要な役割を有するのは同族と考えてよいであろう。

なお、当地の同族のこのような特色が形成された背景について、筆者 は以下のような仮説を提示しておきたい。先の報告書は、「大石田部落 の山林や耕地を多くもった5~6軒の地主は、大正の中頃奉公人を抱え ていた。大石田の地主は、広い山林の育成と管理、とくに狭い階段状水 田耕作は、里平(会津盆地の平坦部)に比べて3倍の労力がかかるので、 1町2反くらいでも若夫婦二人では困難であった。しかも大正時代は養 蚕の全盛期でもあったため、どうしても奉公人を必要としたのであった。」 と記述している。地主の名前は○○某家と表現されているが、周囲の文 脈からこれが同族の本家を指していることは明確である。また、「炭焼 きの人の多くは零細な小作百姓が多く、山を持てるような身分ではなか った。部落内の山もちから5反歩から1町歩くらいの雑木林を譲り受け る。」ともある。筆者は過去に、当地において分家に際して分割の対象 となるものが、山林、耕地、所帯道具、生産用具であることを報告した。 要するに、当地の同族本家は、水田、もしくは耕地の所有こそ限られて いたが、この山林という財産を保有する立場において、平地村、水田稲 作農村の同族本家に準じた機能を発揮することができたものと考えられ よう。自然その影響力は平地村の典型的な同族本家のものに比べて小さ なものにならざるをえないとしても、また、共有地だけでは牛活が成り 立たない人々に対し、否、入会権を持てない人々に対しては一層、地主 として多少とも支配的な影響力を保持できたはずである。たとえば、後 述する山形県の二つのムラもまた同族の統制、本家の権威は比較的弱い 点で共通していながら、大石田ではヨコ連帯のシステムが発達せず、村

落統合の主体的な力が同族において維持されてきたのは、こうした背景があったためと思われる。実際山形県の例では、山林地主は認められず、また、大石田では、地主は在村地主であって、地主と小作が同じムラの一員であるのに対し、多分に不在地主の土地も耕作している点で大きな違いがあることは留意されよう。

ところで、筆者は、一応年齢集団的なものとして、青年団、共栄会、 老人会を指摘したが、先の報告書は、老人会に言及せず(従って、近年 の創設である可能性がある。任意加入である点も留意されよう。)、ま た、共栄会は「青年団を抜けた25歳から45歳までの相続人だけで戦 争中に結成された会である。」と指摘し、「この部落にははっきりした 年齢集団はなかった」とも報告している。さらに、地縁関係は重要であ るとしても、輪番や当家が明確に制度化している慣行は認められない。 大石田は基本的な特色において、同族制村落と認識されよう。

⑨典型的社会体系のパターン:

これまでの考察を総括して、大石田の社会体系をパターンとして把握してみたい。蒲生の考え方を踏まえて各々の指標の特色を整理すると: 拡大指向/現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族・状況不変イデオロギーと表現されよう。蒲生が提示した三つのパターンの内の一つである(6-1)に完全に一致するものである。

脚注

- (1) 自治省「全国人口・世帯数表・人口動態表」(1988年)中の 統計による。
- (2) 「戦前は家族数 9~10人の家は普通であったが、1970年頃 から減少し始めた。」とするインフォーマントもいる。
- (3) 佐々木高明 1971 『稲作以前』 日本放送出版協会 pp. 192~193
- (4)及川宏 1967 『同族組織と村落生活』 未来社

- (5) 今後何等かの具体的な数値によってその実態を示せるよう、有効 な方法を検討中である。残念だがムラの人々の発言を踏まえて抽象 的な表現に止めたい。
- (6) 山梨県南巨摩郡早川町硯島地区北村・原村においてもリョウイレというコモタズに酷似した慣行がみられる。果たして畑作農村にこうした慣行がどれほど普遍性をもちうるのか、興味深い課題と認識している。
- (7) 当地の限られた水田は小さな棚田が多いので、大きな潅漑施設は 必要とされない。各家の使い水は沢を任意に利用することとなって いる。水利慣行も発達していない。

第2節 事例研究2 山形県尾花沢市南沢の社会構造 ―畑作農村の契約講・その1 ―

次に、山形県の状況をみていくこととしよう。第 I 部で紹介したように、南沢は現在 4 1 戸から成るムラで、筆者は全戸を対象とする調査を目指したが、結局 2 戸の協力を得られなかった。以下は 3 9 戸の調査データに基づくものと御理解いただきたい。表 6 0 は、タイトル通り、南沢の各世帯に関する最も基本的なデータをまとめた資料であり、最初に掲げておくこととした。空欄は未調査、?はインフォーマントの忘却を意味している。適時御参照いただければ幸いである。

A. 家族の構成と動態

1. 家族の規模と類型

南沢の平均家族員数は4.12人である。(1993年8月現在)最少は2人から最多は7人の家族まで認められる。この内夫婦家族の類型となるものは14戸。直系家族類型は24戸である。すなわち、傍系家族類型は例がない。

念のため筆者は、たまたま入手した文政2年(1819年)の宗門人別改帳により、過去の状況を確認したところ、当時の南沢は総戸数37、総人口156名であり、第I部でも触れたが、ほとんどムラの規模が変化していない。従ってこの当時の平均家族員数は4.21人となり、実に約170年強を経て、ほとんど家族の規模が変化していないことがわかり、注目される。最少1人から最多7人までの間に家族員数の分布がみられ、この点も今日とほとんど違いがない。しかし、家族類型を確認すると、夫婦家族=20戸、直系家族=11戸、傍系家族=5戸、単身=1戸となり、最も主要な類型は夫婦家族であったことが判明するのである。因みに、最も家族員数の多い傍系家族を構成していたのは、東海

林姓の儀右ェ門マキの本家=今は絶家となった儀兵衛と、同じく七郎兵衛マキの本家=七郎兵衛の家であった。307のインフォーマントによれば、「戦前までは、傍系の大家族の時期を経て、次男以下の男子が分家に出ることが多かった。」という。今日、直系家族が増えたとすれば、この傍系家族から直系家族への変化が増加したためであろう。

いずれにしても注目しなければならないのは、そもそも当地の家族慣行は、小家族指向であったとみられる点であり、一般に傍系親族の同居で大家族制となる傾向が強い東北地方にあって、すぐれて例外的である。特に、全国的にみて、最も大家族傾向が強い山形県にあってこうした状況であることは看過できない特色である。焼畑主体の貧しいムラで、食料も限定的な状況にあっては、多くの家族を養いきれないということであろうか。先の儀兵衛(今日的にはその直接の分家である儀右ェ門=307)と七郎兵衛は、単に同族の本家というに止まらず、近代以降はムラ内三つの地主の一角であって、耕地と食料に最も恵まれていた家であったことを想起する必要があろう。

2. 家の相続

表61に目を向けてみよう。これは各家の過去3代の世帯主のキョウダイについて、成長後どのような人生を歩んだかを明らかにしたものである。数字は件数を示している。相続の項を見てみると、どの世代も、第一にこの役割を担っているのは長男、二番目が長女である点で一致している。さらに、表62を御覧いただければ、長子相続=姉家督、父系出自重視の価値観は明確である。この点では東北地方のムラに一般的な傾向と一致している。先の307のインフォーマントは、「ここでは女でも一番上のキョウダイの場合は惣領と呼ぶ。」と語り、長女には家の相続者としての位置付けが多分に与えられていたことを示唆している。また、文政2年の宗門人別改帳にも「惣領 つる」等々の記載が多くみられ、古くからこの慣行が保持されてきていたことを物語っている。

3. 分家と絶家再興

一方、分家を創設する役割を主に担っているのは次・三男である。また、古い時代には、長女による分家の創設の例もある。表 6 1 を改めて御参照いただきたい。あるインフォーマントによれば、「惣領ともなりうる女は、経済的に余裕があればベッカ(分家)に出した。女の分家の時は、財産を多くやる。」とされており、ここでも長女の地位の高さが確認される。

表60を御確認いただきたい。古いことなので、分家時の財産分与の 状況は先祖から聞いていないというインフォーマントが多く、十分な データ収集に至れなかったが、12戸から得られたデータを「財産分与」 の項に紹介した。家屋建築や畑も含めた耕地の分与は正に恵まれた例で あって、分与なしとする事例まである。概ね田3~5反程度が相場とい ったところであろうか。当地では、一つの家族が生きていくための米を 得るのに、7反の田が必要と伝えられており、自ずと足りない分は小作 を担うことになったとみられる。

なお、当地の分家慣行で注目されるのは、絶家再興型の分家が多いことである。特に何の財産も分与されない状況の下での分家に多かったとされる。たとえば105は、3代ほど前に、今は絶家となった本家から分家することになったが、家敷がないため、たまたま絶家が生じて空屋となっていた家=現在の居所に住みついた。このため家号は「空屋敷」である。また、301は、儀右門マキの本家が絶家となり、空いた屋敷地を譲り受けて家を建てている。なお、301は七郎兵衛マキの分家である。505は2代前に307から分家したが、たまたま長左ェ門マキの本家が隣りのムラへ転居したため、その屋敷地を譲り受けている。208は、一般にムラ内最古と呼ばれる家であるが、実は一度絶家となっており、4代ほど前に、七郎兵衛マキの本家=308が夫婦養子を送り込み再興し、自己の実質分家としてマキの仲間にとり込んだという背景がある。なお、再興当時、家屋はかつての208が残したものをそのま

ま用いたとされ、現208は、旧208が残した位牌を自己の先祖として祭祀している。「あくまでも自分達は旧208の養子であるから。」という。しかし、同族レベルでは七郎兵衛マキに組み込まれているのである。(旧208はそもそも七郎兵衛マキの仲間ではなかったと伝わっている。)なお、308の側にも一時絶家の危険が生じたが、上述の背景があったため、今度は208が婿を提供してこの事態を解決したのだった。残念ながら土地の登記などの詳細は調査に及べなかったが、いずれにしても、何の財産分与もなく分家が生きていくことは困難であり、絶家の財産を引き継ぐことで、この問題は解決の糸口が得られたのであった(2)。

第 I 部で触れたように、南沢には明確な分家制限の定めはないが、ムラの適正規模については、暗黙の了解があったとみられる。藩政期より、ムラの規模がほとんど変化していない事実はすでに指摘した。分家が出ても極度に戸数は増加しない仕組みがここにあったのである。しかし、このことは親族をめぐる認識を複雑なものにする背景となったことが考えられる。 2 0 8 にとって、出自と本分家関係は同じ次元の問題ではないのである。

4. 通婚圈

表62から明らかなように、当地の女性達は一部の長女を除き、成長とともに概ね嫁出する人生を歩む。問題はどこに嫁出するかであって、その後の生家との関係等を考える上で重要である。表63は、筆者の調者で判明したムラ内の夫婦が、夫、妻ともムラ内の出身である割合=ムラ内の通婚の割合をまとめたものである。G = Generation であり、G + 0は現世帯主の世代を意味している。率直なところG + 3とG - 1の世代は事例数が限られているので、一応除外して考えてみると、概ね過去3代の平均は45.6%となる。おそらくより古い時代にあっては、5割を越えるムラ内婚率となっていたことは確かであろう。

なお、ムラ外婚の事例は表にしていないが、筆者の調査で、 $G+3\sim G-1$ までの世代に57例発見されており、この内、寺内、名木沢等、同じ旧福原村内のムラとの通婚は18例(31.5%)である。最も多いのは、尾花沢市に隣接する大石田町との通婚の場合で22例(38.5%)となっている。逆に県外地域との通婚の例は6例(10.5%)で、G+0、G-1に集中している。

B. 親族の範囲と交際

1. 親族をめぐる認識

次に、親族関係の特色を検討してみたい。南沢では、親族について考える場合、五つの基本的な概念を確認しておく必要がある。一つは、何等かの親戚関係のある家をすべて含むシンセキ。これとほぼ同一と言われるが、もはやはっきりとした関係はわからないが、言わば親戚と伝えられる家(遠い親戚)のことはオヤグマキと呼んでいる。さらに、本家はホンケ、分家はベッカ(別家)である。南沢は家号と家印が著しく発達している。詳しくは表60を御参照いただきたい。第 I 部で御紹介したように、ムラ内の姓はほぼ三つに集約され、同姓の家が多いので、今でも専ら屋号で呼び合っており、たとえば「〇〇=本家の家号のベッカ」といった表現で分家を呼ぶのが一般的である。さらに、本分家をまとめた同族にはマキの名称が用いられている。

表64~65は、39戸から得られた親戚(近い親戚)と認識している家に関するデータを、血縁と姻戚を基準に分類、整理したものである。さらに、表67は、これら三つの資料のデータを総括して比較したものであるが、親戚(近い親戚)と認識している家の半数弱が姻戚関係の家であり、しかも、その半数強=全体の約4分の1が妻・母方姻戚の家となっており、親戚と認識している家の割合でみると、血縁=本分家関係の家の割合を上回る結果となり、注目される。先に確認したように、ム

ラ内婚率が 5 割を越える状況の下では、しかも、 4 0 戸あまりの小さなムラで、出自が意味を薄めてくるのは必然で、また、妻・母方の家との日常的な接触も多分に可能となるはずであるので、こうした認識が形成されるのであろう。しかし、近い親戚と認識している割合の方が、親戚と認識している割合を上回る項目は本分家関係の家のみであり、同族の発達したムラらしい特色を確認することができる。

ところで、表68と69を御覧いただきたい。この表は、シンセキと並び、最も幅広い親族の範囲を示す概念とされるオヤグマキに属する固有な家はどういう家かについて質問したところ得られた回答を分類、整理したものである。当然にここでも血縁と姻戚を分類基準としている。表68からみてみると、この内、G+3の「父の父の母の実家」、G+1の「妻の父の兄弟を婿に出した家」、G+0の「妻の実家が嫁をとった家」、「妻の兄弟を婿に出した家」は、表64の「親戚(近い親戚)と認識している家」の中にも登場しており、オヤグマキの性格を考えると、これらは親戚といっても、実際はかなり疎遠な関係なのではないかと思われる。しかも、これら4例の内3例は妻方の家であって、さらに表全体をみてみると、男性が関係を築く接点となっているのは、G+Xの「婿を出した家」とG+2の「父の父の兄弟を婿に出した家」のみであり、妻、母、姉妹、娘等、女性を接点に結びついている家が、主にオヤグマキと認識される傾向にあることがわかるのである。

これに近い状況は表 6 9 からも判明する。ここに登場する家は、すべて表 6 6 「親戚(近い親戚)と認識している家③=血縁(本分家関係) +婚戚の家」にも掲げられており、現実には、本家の姻戚の家をめぐる 認識には、かなりの振幅がある。

いずれにしても、一連の考察から、南沢における姻戚関係は概ね3世代程度の時間的幅の中に維持されているとみられよう。

2. 本分家関係と同族=マキ

ここで、後の話の展開を考慮して、当地の本分家関係と同族の概要を まとめておきたい。図10を御覧いただきたい。これは当地の各戸の本 分家関係をまとめたものである。この内東海林姓のD,Eと斎藤姓のC, Dは、マキの名称もないが、戸数も少なく、単に本分家関係のある家同 士と認識した方がよいと思われる。

なお、後ほど詳述することになるが、筆者が調査に当たった限りでは、 当地の同族の家の間では、日常的な生活上の互助共同はほとんど認めに くい。地縁関係は近隣の家同士、田が近接する家同士、及び、契約講を 通じた協力の方に重きがあるとみられる。また、この問題と密接に関係 して、本分家間の主従関係や庇護奉仕関係もあまり顕著ではない。そも そも本家格の家ですら小作に当たる状況であり、分家を積極的に庇護す る経済的立場が確立されていないことに大きな要因があると思われるが、 地主小作関係とともに、後ほど再考してみたい。

3. 正月礼にみる親族

さて、具体的な交際の場面を通して、南沢の人々の親族をめぐる認識の特色をさらに検討してみよう。南沢で親族の交流が大規模になされるのは、正月礼と盆札、及び、一部の同族の氏神祭祀の場面である。特に正月と盆は、畑作文化要素たる民俗が顕源しやすい場面であって、後々文化要素と社会構造の連関を考える上でも、有効なデータが得られる可能性があると予見し、特に正月礼と盆札の場面での親族の交際の実態を分析してみることにした。

表70と71は、正月礼に歩く家について得られたデータを分類、整理したものである。この他、「本家が嫁をとった家」、「分家が嫁を出した家」という、血縁=本分家関係+婚戚の関係で結びつく家の例が各1件あった。さらに、表72は、これらのデータを総括したものである。

興味深いのは表71で、分家が本家を訪ねる場合、本家もそれにともなって分家を訪問する例は15例中3例であるのに、本家が分家を訪ねた場合、分家はほぼすべて本家を訪問していることがわかる。やはり、本家には、今なお一定の権威が存在するのであろう。それとともに、マキの仲間の家同士の訪問は1例しかなく、直接的な本分家間の交際はあっても、マキ全体の交流は稀薄であることがわかる。

さらに、表72に目を転じると、実に、正月礼に回る対象となる家の3分の1強が妻・母方の家であることが判明する。正月のハレの場面でも、これらの家が重視されていることがわかる。しかし、表64と比べた場合、対象となる家の数は半減しており、特に妻方の関係の家が減少していることがわかり、一定の価値観を反映しているとみられよう。

4. 盆札にみる親族

では、同様に儀礼的な場面として、盆札ではどのような交際が認められるであろうか。表73~75は、正月の場合と同様の基準で、盆札に回る対象とする家(の墓)を分類、整理したものである。この他、血縁(本分家関係)と姻戚関係の組み合わせで結びつく家として、「本家が嫁を出した家」(2例)、「本家が嫁をとった家」(1例)、「分家が嫁を出した家」(1例)の報告がある。

本分家関係で対象となる家のデータをまとめた表74をみて注目されるのは、マキの仲間の家(の墓)に参るとする例は2件しかなく、祖先祭祀の場面においてすら、同族内部の交流が限られたものであることが判明するのである。

また、表75をみると、姻戚関係の家への墓参は対象となる家全体の 7割を越えており、内、妻、母方姻戚の割合も35%と、高い水準を維持している。

これまでの議論をまとめるなら、当地の親族関係において、姻戚の家との関係は同族の仲間の家との関係以上に重要性を持つものとみられ、

これは儀礼的な場面でも基本的に違いはない。また、妻、母方の家は、その内のほぼ半分を占めており、正月礼、盆札の儀礼的な場面の対象としては、いく分割合を下げる(除外される)ものの、全対象戸の3分の1強を占めており、大きな勢力を誇っている。また、同族による正月、盆行事の共同は稀薄とみられ、こうした特色は、同族一般、さらに、マキ型同族一般にみられる性格とは著しく異なった様相と言わなければならない。

5. 同族の氏神祭祀

さて、同族間の結びつきと言えば、しばしば宗教的な側面においても 指摘されてきたが、当地のマキで、明確な氏神祭祀を行っているのは、 いずれも東海林姓の七郎兵衛マキと儀右ェ門マキのみである。前者は 2 月15日に、ムラの外れにある庵寺に祀ってある観音にマキを構成する 各戸の代表が揃って参拝する。各戸の繁栄を祈願するとのことであるが、 細部の調査に及んでいない。後者は第 I 部でも若干触れたが 1 2 月 1 0 日、今はムラの鎮守ともなっている稲荷像を本家以下古い分家から孫分 家まで一日ごとに順送りし、歓待するが、この過程で互いがマキの仲間 の結束を再確認することになるという。

この二つのマキに共通しているのは、本家(格の家)が、ともにムラを代表する三戸の地主の一角であった点にある⁽³⁾。本家が経済的に卓越していたのはこの二つのマキだけであって、この経済力が庵寺を建てる等、祭祀の経費を支えてきたとみられる。逆に言えば、その他のマキにあっては、こうした祭祀の共同も稀薄であったことになり、同族一般が有する機能は弱いと言わなければならない。

6. 嫁の里帰り

ところで、南沢の親族間の交際を考える上で注目を要するものに、嫁

の里帰り慣行がある。筆者の調査から判明したものだけでも、①婚家の 正月礼終了段階から8日間、②3月3日の節句時、③4月12日の山の 神の祭り時、④6月のサナブリの時に2~3日、⑤盆の期間中5日間、 ⑥ 9 月の村社=稲荷の祭り時、⑦11月、すべての作物の収穫後約半月、 という具合で、毎月のように里帰りしているのである。こうしたことが、 姑から主婦権(当地では、財布わたしと呼ぶ)を譲られるまで続くので ある。ムラ内婚率が高く、日常的にも実家との行き来が可能な嫁が多い にもかかわらず、しかも、1度に1週間から半月も里帰りするという事 実は驚くべきものがある。大規模な水田もなく、焼畑に依存する生活が 長かった当地の生業史からは、労力確保の理由は考え難く、また、労力 を必要とする時期とも異なる。姑と嫁との対立を回避するという見方も ありうると思われるが、筆者が調査した限りでは、少なくとも確執と呼 ぶような状況は見聞されない。サナブリ時や、収穫終了後はともかく、 その他はハレの場面であって、こうした祝い事の時には実家で過ごすこ との意味は何であろうか。因みに里帰りに際しては、嫁は子どもを連れ 帰る。従って、嫁の実家には、その両親と実のキョウダイ、そして、自 分とキョウダイの子どもが集うことになる。母親を別とすれば、正に父 系血族の集合と言うことができる。すなわち、父系出自の強調と確認に なっているわけで、同族型村落の価値観には適合的とみることができる が、十分な決め手は今のところない。いずれにしても、こうした状況は、 嫁出すれば実家との縁を切り、婚家の一員となりきる嫁の姿とは大きく 異なっており、「家(イエ)」意識が特に強いとされるマキ型同族が発 達したムラでの一般的なあり様とは根本的に矛盾するものであることを 指摘しておかねばならない。

C. 生業における協同

1. 地主小作関係

地縁的な関係に目を向けてみよう。表76を御覧いただきたい。これは戦前までの各戸の財産所有状況と小作の状況をまとめたものである。 空欄は未調査、?はインフォーマントの忘却、斜線は該当しないこと意味している。なお、現存する3戸の地主家については、表77に関係するデータを整理してある(1)。

二つの表から判明するのは、戦前、自作のみで生活できたのは 9 戸のみであったということであり、内 3 戸が地主であった。小作家はこの 3 戸のいずれか、または、荻袋(旧福原村内の他のムラで、尾花沢市内で最も水田が発達している地域の一つ)大石田町の地主か営林署より土地を借用していたのである。すでに御紹介したように、当地で一家が暮らしていくためには、田が 7 ~ 8 反必要であり、小作はこの量を最低確保することを目標にとり組まれたとみられる。但し、年貢は全収穫量の 1 割強から半分まであり、差が大きい。残念ながらこの事情は未解明である。

さて、表77を御覧いただきたい。地主の家から小作家をみた場合、どのような関係の家に小作を依頼したかをまとめてみた (**) 。 念のため確認しておくべきは、307と308がムラを代表するマキ=儀右ェ門マキと七郎兵衛マキの本家(格の家)であることである。さて、このことを念頭に置きつつ、注目すべきは、小作家にマキの仲間、すなわち分家が含まれていないことである。実は表76をみると、これには若干の矛盾があるあることがわかるのだが、確かに分家を小作とするのは例外的なまでの少例である。これまた同族の一般的性格と顕著に異なる事実が判明したことになる。当然分家にしてみれば、地主小作関係にともないがちなその他の労働奉仕も求められないことになる。この点について307のインフォーマントは、「分家には生きていくだけの財産を分け

てやっている。小作は財産を持たない人々を助けるためだ。」と説明している。結局ムラ全体が生き残るための工夫という発想が背景にあることが窺われるのである。地主本家層は、権威的な地主というより、ムラの世話役として機能していると言うべきだろうか。なお、308に注目すると、畑も小作させていたことがわかる。年貢が豆類とされているところに、当地の畑作の特色がよく反映されているとみられる。

2. カノをめぐる協同労働

表77bを御覧いただくこととしたい。これは当地の最も重要な生業の一つであるカノ(焼畑)耕作の実態を各戸ごとにまとめたものである。興味深いのは、耕作への総従事者数と協同労働の相手である。前者については概ね2~3人から4~5人であり、当地の伝統的な平均家族員数と一致していることがわかる。実際、協同労働する家は、あっても近隣2軒から数件であって、むしろこれは例外である(6)。ほとんどが家族のみで生産を担ってきたことがわかるのである。しかも、耕地は旧幕府領、国有林(営林署)がほとんどであり、その他は自分の持ち山であった。前者の利用法は正式には非合法であったにせよ、事実上の共有地であって、しかも、任意な選択が可能であった。貧富の差や本分家の違いなどは問題とならず、また、小作の場合のような代償も求められない。支配・非支配のような社会的な関係はここからは生じにくい。

一方、本表に「田植え」の項目を置いたのは、カノに従事する各戸が 水田稲作にも関係しているか否かを知るためであり、それによって、田 植えの協同から、何等かの社会的統制を受ける可能性がありうるか否か を判断するためであった。全戸から回答を得られなかったが、収集でき たもののみ目を向けてみても、親戚、近所、本分家との協同労働が一般 化していたことが窺われるのである。

3. 稲作をめぐる協同労働

改めて表60を御覧いただきたい。では、稲作の労働慣行に注目して みることとしよう。注目していただきたいのは、「シギブクロヅトメ」 の項である。シギブクロヅトメとは、沢から水を田に引く際、関係する 家の田にうまく水が供給できるよう、利害関係を調整し、日程や水の量、 水利施設を管理する等の役割を持つ世話役のことである。通常田が隣接 する2~3戸で一つのグループ(1)となり、その内の1戸がシギブクロ ヅトメを担ったとされる。予備調査の際、筆者が聞いたのは、「グルー プの中で最もたくさんの田を保有する人がなり、毎年だいたい決まって いた。」というものであった。そこで、実態を確認すべく、関係のデー タをまとめたのが、このシギブクロヅトメの項である。現実には数戸以 上が関係しているものもあり、二つの枠では記入しきれない状況となっ てしまった。(空欄は未調査)○印がシギブクロヅトメをほぼ例年担当 した家であるが、この例は大変限定的であることがわかる。307、5 02、505等、田を多く所有していた儀右ェ門マキの家が目立つのは 当然であろう。しかし、世帯番号下の()内に記された選任理由や、 いっしょにグループを組む理由に注目してみると、単に水口に最も近い という理由や、関係戸の世帯主中最年長の世帯主がいる等の理由でシギ ブクロヅトメが選任された例もある。田の所有量が必ずしも選任の条件 ではないとみられる。なお恒常的なシギブクロヅトメがいないグループ の場合は、毎年役割が持ち回られている。明確な輪番制はないが、対等 な立場として役割の交替がみられる点が注目されよう。

D. 契約講の運営

ところで、南沢の村落構造を規定する最も重要な制度とみられる契約 講の目的や機能については、第I部でその概要を御紹介した。実質的な 部落総会でもあったこの講の運営はどのようになされていたのか、また、 そこにどんな特色がみられるかを分析してみたい。

藩政期にあっては、南沢にも名主以下の村方三役がおり、村の自治の公の代表者であったことは事実である。契約講の役員と村方三役との関係は十分な解明に到っていないが、両者は必ずしも一致しない。何故ならば、契約講は「上」・「下」各々の組に一つずつあることに加え、その運営は「当前(トウマイ)」と呼ばれる輪番制の世話役(二戸)によって、毎年交替で担われてきたからである。

再び表60を御覧いただきたい。「契約講当前」の項に、各戸がいず れの家と当前を組んだかが記されている。世帯番号下の()内はその 理由である。残念ながら未調査の家もあるが、ここから特色を検討して みることとしたい。筆者は当初複数のインフォーマントから、「家が隣 同士で組む」と教えられたが、実際はどうであろうか。関係が明らかな 13組についてみた場合、隣接する家同士(6組)、隣接ではないが、 近接する家同士(1組)、遅くできたベッカ(分家)同士(3組)、半 端になっていた家と新しくできたベッカの組み合わせ(1組)、本家と 分家(1組)、マキの仲間同士(1組)という状況であり、そもそもは 家並基準で決成されたとみて間違いなかろう。なお、たとえば、108 (1組の家) と 2 0 5 (2組の家) の組み合わせもあり、隣組の枠も越 えた関係であることが判明する。また、本家と分家の組み合わせもあっ たが、これは例外であり、たとえば406(六郎兵衛マキの本家=東海 林姓)と407(長左ェ門マキのの孫分家=斎藤姓)といった組み合わ せに典型的なように、家格や姓等の要素による拘束も稀薄である。こう した当前によって、毎年輪番で運営される契約講は、対等・平等を基本 理念(8)とする制度と認められよう。

表77 Cをご覧いただきたい。この表は、念のため契約講とは本来対立的な構造原理を持つ同族との対応関係を考察するために作成したものである。「上」、「下」いずれの契約講に所属しているか判明した37 戸を対象に分析した。

「上」、「下」どちらの契約講とも、三つの主要な姓の複数の同族、

もしくは本分家集団を横断する形で形成されていることがよくわかる。 所属戸数も16戸と21戸であり、所属未確認の4戸を考慮しても、ム ラ内の全戸がほぼ均等に二分割されるという説明を裏付けている。

すでに「B. 親族の範囲と交際 2. 本分家関係と同族=マキ」で触 れたように、東海林姓のD、Eと、斉藤姓のC. Dは、マキの名称もな いが、戸数も少なく、単に本分家関係にある家同士とみて、とりあえず 検討対象から除いて考えてみると、阿部姓のAマキ以外のマキは、すべ てマキの構成戸が二つの契約講に分属していることがわかる。興味深い のは東海林姓のマキであり、総本家はすべて「上」に所属している。こ れに対し、阿部姓の場合はAマキは「下」、Bマキは「上」の所属であ る。斉藤姓の場合は、総本家格の家はそもそもB=治兵衛マキにしかな いが、「下」の所属となっている。また、東海林姓の三つのマキは、分 属している家の割合からみると、内二つが「上」に多く、残りの一つが 「上」「下」同数となっている。明らかに主として「上」に所属してい る。これに対し、阿部姓と斉藤姓では、各々一方が「上」、一方が「下」 に多く所属しているが、「上」に所属する戸数が多い二つの事例(阿部 姓のBマキと斉藤姓のA=長左ェ門マキ)に注目すると、所属戸数の差 はわずかに1戸にすぎない。全体としてみると、この二つの姓は主とし て「下」に所属していることがわかるのである。残念ながら、これまで の調査ではそうした説明を聞いていないが、こうした実態に照らして考 えてみると、「上」は東海林姓の家を主体に構成されてきたもの(特に、 ムラ内の地主でもある二つの総本家=307と308が所属しているこ とは注目点である。因みに、最も所有財産の規模が小さい地主=304 は「下」の所属であるが、307の最古の分家であることは後述の議論 との関係で留意されよう。)、「下」は阿部・斉藤姓の家を主体に構成 されてきたもの、という認識が導かれよう。

そこで、同じマキの仲間である各戸が、どのように「上」と「下」に 分属しているか細部を検討してみよう。必要により、図10をご参照い ただきたい。まず東海林姓のA=七郎兵衛マキの場合は、「下」に所属 する2戸は、総本家の最古の分家とその分家である。同じくB=儀右ェ 門マキもまた同様である。これに対し、C=六郎兵衛マキの場合は、 「下」に属するのは総本家の最古の分家の分家である。次に、阿部姓を 考えてみよう。既述のように、Aマキは総本家以下すべてが「下」の所 属である。一方Bマキは、やはり総本家の最古(とみられる)分家1戸 のみが「下」の所属となっている。さらに、斉藤姓に目を向けると、A = 長左ェ門マキの場合、「下」に属するのは絶家となった総本家の直接 の分家(但し、最古のものか否かは不明)である。これに対し、総本家 以下 3 戸が「下」に属し、「上」には 1 戸のみが属している B = 治兵衛 マキの場合は、この1戸が総本家の直接の分家(この家=108の継続 年数からみて、おそらく最古の分家である。)という関係になっている。 要するに、南沢では、「上」の地区からムラが拡大したと伝えられるが、 総本家の最初=最古の分家は「下」の地区に家を持つことが原則であっ たものとみられ、「ト」は総本家とその2番目以降の分家によって、 「下」はこれら最古の分家格=本家格の家とその分家によって主として 形成されることとなったとみられる。

このように分析してみると、本来「上」の方が権威がありそうに思われるが、実際の運営においては、「上」・「下」両者の関係が支配従属的な「タテ」のつながりとはならず、既述のように、すぐれて対等平等な関係で維持されてきたことは、誠に興味深い。この場合、実質的に総本家とその最古の分家である本家格の家の立場は同格に近いものとみなされよう。系譜の本末に基づく序列よりも、地縁関係における対等性の方が優越しているとみられる節がある。こうした関係が形成・維持されてきた背景については、すでに一定の考察を試みたが、同じ旧行政村内に位置する近隣のムラである毒沢の契約講のあり方(次節参照)との違いは歴然としており、契約講の形成と運営をめぐるバリエーションの大きさには、注目すべきものがある。たとえば、親分子分関係においても、近接するムラ同士で異なる類型が認められる例がしばしば報告されてきた。同様な問題と推察されるが、内容の重大さに照らして考えると、本

論文で片手間に扱うことはできない。今後の研究課題とさせていただき、 多様な事例をより包括的に検討して、独立した論文の発表を目指したい と思う。

そこで、とりあえずこれまでの考察を踏まえて、本事例における同族 と契約講の対応関係を図式的に整理しておくと:

いずれの契約講も複数のマキを横断する構造を有する点で共通だが、 「上」契約講=東海林姓のマキの家主体/総本家+その2番目以降の 分家を主とする構成

「下」契約講=阿部姓・斉藤姓のマキの家主体/本家格の家+その分 家を主とする構成

と理解することができよう。

E. 総括

最後に、以上のデータをその他の事例との共通な尺度で比較するために、「東北日本畑作農村社会の類型試論」に基づいて整理し、村落構造類型論の視角から、南沢の社会構造の特色を総括してみたい。

①指標となる畑作物:

「B. 尾花沢市とムラの概況」で詳述したが、当地の主要な畑作物は、常畑における大豆・ソバ・アワ・ヒエ、山畑における桑・青そ、焼畑におけるカブ・小豆である。食糧となるものに限ってみれば、大豆・小豆は豆類、ソバ・アワ・ヒエは雑穀類であり、これに根菜のカブが加わる構成は、東北地方の畑作物構成の一般的特色に合致するものと言えよう。②共有財産の有無:

南沢には、オオハヤシと呼ばれる共有林が代々保持されてきた。脚注で言及したように、この規模や利用方法等の細部は十分な調査に及んでいないが、利用の細部を記憶するインフォーマントに、今のところ出会っていない。すでに言及したように、むしろ重要なのはムラの周囲の大半を占めると言われる国有林(かつての天領)の存在であって、それが

実質的に主要な共有林として用いられていたのであった。この土地で伝統的に中心的な生業であったカノ=焼畑や炭焼きが成り立っていた。どう利用するかは基本的に各戸の自由であって、時に何等かの利害対立(たとえば、カノハタケの選択やカノによる予想外の延焼)はあったにせよ、ムラでの共同生活に決定的な支障をきたすものではなかったと語られている。近代になって、営林署による国有林の管理が厳しくなるにつれて、これらの生業の維持は困難が多くなってきたが、ムラの自治として、山の利用が制限されることはなかった。共有財産の管理・運営が村落統合に与えた影響は限定的であったと思われる。

③共同労働:

当地における主要な共同(労働)は、カノと稲作の場面にある。但し、カノをめぐる近隣2戸から数戸の協力は、本来例外的で、限られたものであったとみられる。あくまでも基本は1戸=1家族単位の労働であって、家と家の共同は稀である。問題は後者であり、田植えや稲刈りは各戸の対応が中心(遅れが出れば、近隣やいずれかのシンセキとの協力はあったと語るインフォーマントはいる。)であるが、特に、稲作に不可欠な水利管理をめぐって、田が隣接する最大数戸程度の家からなるグループが作られ、互いの利害関係を考慮しながら共同して水を引く慣行が認められる。シギブクロヅトメと呼ばれる世話役が中心となるが、既述のように、この担当が恒常的に決まっている例はむしろ例外で、年単位の持ち回り交替制となっている点が特色として留意されよう。また、葬式や屋根の葺き替えの互助は、全戸にかかわる共同事業であるが、その統制は契約講の機能であって、各戸相互の対等・平等な協力と輪番制が特色となっており、常に中心的・固定的なリーダーシップは認められない。

4) 家族:

「A. 家族の構成と動態」で細部を確認してきたように、当地の家族は、類型的には夫婦家族と直系家族を主体とするものであった。判明している限りのデータからは、歴史的に前者から後者に主体が移ってきて

いる。家族の展開パターンからみても、次男以下の男子は分家の創設や職出へ、また、女性たちは基本的に嫁出に向かっており、傍系家族的な大家族の形成は少なかったとみられる。(限られた地主家で、歴史的に一部みられた。)

また、表 6 2 から確認したように、当地における相続慣行は、長子相 続・姉家督、父系出自重視の特色を持つものであることは明らかである。 相続の第一の対象はあくまでも長男であり、実質的に親夫婦と長男夫婦 の同居による直系家族が理想とされてきたとみられる。

以上を総合的に検討すれば、当地の家族は、姉家督慣行を有する点で 「拡大指向型」の要素も内包しているが、基本的に「現状維持型」に属 するものと理解されよう。

⑤婚姻体系:

家族慣行を考察する中ですでに概ね明らかであるが、当地の婚姻体系 は夫方居住を前提とするヨメイリの特色を有するものである。筆者の調 査が十分に及んでおらず、詳しい考察は困難であるが、当地の民俗に最 も詳しい古老といわれる307のインフォーマントの言葉として、「近 頃テレビ等で各地のお祭りや習わしをいろいろ目にしますが、少なくと もうちのムラではヨバイのようなことはありませんでしたね。」という 語りが筆者のフィールドノートに記録されている。婚前性交渉をめぐる 価値観は概ね理解されよう。また、これまでのところ足入れや妻問いと みられる慣行も聞かれない。すでに確認したように、通婚圏のデータの 分析からみると、当地では、伝統的に40戸程度の小さな共同体の中で、 5割を越えるムラ内婚が認められたものと考えられる。配偶者は幼い頃 からの顔なじみで、自然情意が通じるようになった結果の婚姻が多かっ たとみられよう。しかし、隔絶性の高いムラにおいて、ムラ外との通婚 においては情報が必要であり、当然何等かの仲介者の積極的な役割が求 められたはずである。実質的な縁結びの主体としての仲人の存在は十分 に想定できるが、実態の解明はなお今後の課題である。

⑥イデオロギー:

これまでの考察からみると、特に「家」の維持と密接にかかわる家族や婚姻のあり方をめぐっては、『状況不変」な価値観が優越しているとみられようが、共同労働ないしは互助慣行や、後述の村落構造の特色等からは、輪番制や対等・平等な対応が目立ち、明らかに状況によってイニシアチブの変更が認められる。地縁的な関係においては、多分に「状況可変」な価値観が支配的とみられよう。

⑦親族体系:

当地における親族の組織化を考える場合、基本となる概念は二つである。第一は、マキ型同族と認識される本分家集団のマキであり、もう一方は、あらゆる親戚関係者を包括したシンセキ、または、オヤグマキである。後者は、各戸ごとに組織される性格のものであり、どの程度の範囲の関係者まで取り込むかは、各戸によって微妙な違いがある。すでに「B. 親族の範囲と交際」の中で確認したように、マキ型同族の分布するムラとしては、その一般的な傾向に比べ、妻方・母方の姻戚との関係が維持されているとみられる特色がある。しかし、全体的には夫方・父方重視の傾向となっていることを、正月礼や盆礼の場面での交際の実態にも踏み込んで明らかにした。シンセキ、オヤグマキは基本的な性格においては、indredであるが、実際的な親族の組織化においては、幾分patri-lateralな対応となる特色を有している。

いずれにしても、当地には祖先中心的に組織された親族組織=マキと自己(家)中心的に組織された親族組織=シンルイ、オヤグマキが存在することとなり、この点から、南沢の親族組織は、全体として、出自集団と親類の共存するものの内の、「同族を形成する」パターンと認識されよう。

なお、親族関係において、マキとシンルイのいずれが一層の重要性を 有するかについて考えてみると、多分に地縁関係に解消しているとみら れる後者の日常生活上の共同における役割の大きさは明らかである。氏 神祭祀を行うマキは限定的であり、祖先祭祀の場面での積極的な交流や 共同も認めにくい。地主小作関係とも重複しない。系譜関係の認識こそ明確であるが、実利的・非実利的いずれの場面においても、マキの仲間同士の共同は活発とは判断できない。相対的に親族関係におけるシンルイの重要性を理解することができよう。

⑧村落構造:

南沢には七つのマキが確認された。本家が絶家の場合を除くと、これ 以外にさらに二つの本分家集団も確認される。筆者は全41戸の内、3 9 戸を調査したが、この内 3 7 戸がこれらのマキと本分家集団のいずれ かに属していることになる。マキによる統制やその他の集団的機能は、 (マキ型)同族一般に比べて弱いとみられるにしても、出自集団による 親族の組織化が、当地の村落構造の規定要因として、重大な役割を担っ ていることは疑いない。しかし、それ故に南沢を同族制村落と認識する には、いささか性急なものがある。すなわち、仮に同族と契約講のいず れの影響力がより一層大きいかについては、客観的な判断が困難として も、そうした複数の同族を横断的に組織し、実質的な村会として、ムラ の自治の最高意志決定機関であり、また、葬式、カヤ刈りというムラ内 の最も代表的な共同の場面を統制するものとして、契約講が南沢の社会 的統合に果してきた機能はすこぶる大きなものと評価しなければならな い。相対的に比較して村落構造の主要な規定要因であったと認められる。 問題は、すでに確認してきたように、契約講が対等・平等を基本理念と する水平的な連帯のシステムとして、同族の「タテ」の統制とは異なる 当家制度によって機能していることにある。

従って、南沢は、蒲生のいう村落構造類型的には同族制と当屋制が並立するムラということになり、その4類型論のいずれにも該当しないことが理解されるのである。

⑨典型的社会体系のパターン:

以上の考察を整理して、南沢の社会体系のパターンを図式化してみると:

現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族/当屋・状況不変/状況可変イデ

オロギー

と提示されよう。これまた蒲生の構想した3パターンのいずれにも該当 しないことが判明するのである。

脚注

- (1) この分類基準は、当地にマキ型同族がみられ、おそらくは父系血 縁重視の親族関係が展開しているとの予測に立ち、血縁、出自を基 準とした視角から、特色の抽出を企図したからである。
- (2) この場合、105の事例のように、本来の姓氏を継承する場合と、 208のように完全に絶家の養子という形をとって、言わば出自の 変更となる場合の両方があった点に注目される。今後の検討課題と させていただきたい。
- (3) もう一つの地主: 304は儀右ェ門マキの最古の分家である。
- (4)戦前にはもう一つ地主家があった。305がそれであるが、筆者 が調査を始めた段階で絶家となっていたことが判明したので欠番と している。
- (5) この両者間の関係に明確な法則性を認められないように思われる。 若干、何等かの姻戚関係が強調されているようにも見うけられる。 また、本・分家いずれかが小作として世話になると、その分・本家 も 世話になるといった例が多いとも聞いているが、定かではない。
- (6) 残念ながら「近隣」の詳細は未調査である。
- (7)本分家、マキの仲間の関係、親戚同士であるか否か等の枠組には 全く拘束されていない。田の近接性を基礎とした地縁的なグループ である。
- (8) 契約講の運営経費は全戸から徴収されるが、互いの協議で、実に 9 段階の等級をつけ合い、収入の多くある人から多くとる決まりと なっていた。正に近代税制に近い真に民主的な運営が続けられてき たのである。

また、契約講では、檀那寺の檀家小使いを毎年選任していた。これも家並順の輪番制であった。

第3節 事例研究3 山形県尾花沢市毒沢の社会構造 - 畑作農村の契約講・その2-

もう一件、山形県の事例絡みでみることにしよう。 毒沢は筆者が調査に当たった当時89戸のムラであったが、実際にデータを収集できたのは、この内の61戸からであった。以下の議論はこれらに基づいて展開されるものである。表78は毒沢の各世帯に関する基礎となるデータを一覧にしたものである。空欄は未調査、?はインフォーマントの忘却を意味しており、元号は、明治=M、大正=T、昭和=Sと略して記してある。適時御参照いただきたい。なお、すでにご報告しているように、そもそも毒沢と南沢は比較を目的に調査したため、その視角や分析方法はできるだけ共通なものとした。前節のデータも折に触れて再確認していただければ、山形県村山地方畑作農村の社会的特色について、より有効な理解が導かれると思われる。

A. 家族の構成と動態

毒沢の平均家族員数は4.69人である。(1990年12月現在)。 単身世帯から最高は7人の家族まで存在する。関係するデータを集めることのできた60戸についてみると、この内直系家族=31戸(全体の51.6%)、夫婦家族=26戸(全体の43.3%)、傍系家族=3戸(5.0%)である(1)。夫婦家族の26戸のうち、10戸が夫婦と未婚の長男のパターンであり、近年の農村の嫁不足を反映している。「長男の夫婦といっしょに暮らすのが理想だ。」とは、あるインフォーマントの言葉であるが、潜在的には、古くから長男残留型の直系家族が理想とされてきたとみられる。但し、南沢のように、過去の状況を知りうる適当な資料がないため、裏付けは与えられない。

表79をご覧いただきたい。念のため4代以上継続している家で、過 古3代の相続者が明確な17例について、その相続継承線を分析した結 果を整理したものである。④の次男は長男が身障者であったことが理由。 同じく⑤は長男が出征することによる配慮であったため、どちらも実質 的にはパターン①である。従って、長子相続ないし姉家督の割合は100% ということになる。

なお、長男、長女以外の子どもの処遇については、十分なデータの分析による裏付けに至っていないが、多くのインフォーマントの語るところによれば、概ね次・三男は分家か職を求めてムラを出ることとなり、それより下の兄弟が分家するのは稀であるという。女性達は婚出に集中することが知られている。そこで、念のため、表80を作成してみた。どのような地域との通婚が中心となるかを明らかにしようとしたものだが、南沢同様、おそらく伝統的には5割を越えるムラ内婚率であったことは間違いない。なお、ムラ外の地域では、尾花沢市の外れということもあってか、隣接する舟形町や新庄市、大石田町内のムラとの通婚が多い。

B. 親族の範囲と交際

1. 親族をめぐる認識

当地における親族関係を考える場合、いくつか基本になる概念を確認しておくことが有効である。一つは最も包括的な概念をであるシンセキであり、擬制的な関係も含めて、あらゆる親戚関係者に適用される。当地にも南沢同様オヤグマキが知られるが、南沢がむしろ疎遠になりがちな親戚も取り込んで、言わば親戚以上に包括的な概念として利用していたのに対し、当地では、むしろ「近い親戚」の意味で利用される場合がある。また、稀な用法であるが「血のつながりのあるもの(家)」の意味で(従って血族)でシンルイが、また、「嫁をとった家のこと」の意味(従って姻戚)でエンルイ(縁類)が区別されることがある。

また、本分家関係は本家はホンケ、分家はベッカと呼ばれ、それらの

集まりをマキと呼んでいる。人々はマキを、「血統」、「ベッカとホンケのこと」等と説明しており、また、先に確認したように、当地の家の相続の基本は父系単系であり、分家の相続も男性によってなされること等からみて、マキ型同族の一種とみられる。細部は後ほど検討してみよう。全体に南沢と比べ、親族の認識は細かいと言えよう。なお、当地では、「いい(良い)家」「大事な家」として、本家格の家や歴史の古い家が一目置かれる傾向にある。筆者は調査中しばしば、「(あの家は)古いから、うちよりあっちへ行った方がいい」といった言われ方をしたが、人々の意識に、家格を重視する傾向があることは確かとみられる。表81、82を御覧いただきたい。念のため61戸の調査から収集さ

表81、82を御覧いたたきたい。念のため61戸の調査から収集された親戚と認識する家に関するデータを分類、整理したものがこの表である。G+Oはこれまで同様、現世帯主の世代を意味している。表82には、南沢では登場しなかった「本家の本家」や「分家の分家」といった概念がみられ、家格を重視した細かな親族関係の認識を窺うことができよう。さらに、表83は両者のデータをまとめたものであるが、南沢の場合に比べ、姻戚関係の家と本分家の関係の家の割合がかなり近接している点が一点注目されよう。当地の方が同族の影響力は強いとみられる節がある。しかし、いずれにしても共通な問題として注目されるのは、妻、母方の家の割合(27.3%)が高いことであって、ムラ内婚率の高さを考慮しても、マキ型同族がみられるムラとして少なからず矛盾した様相と受けとめざるをえない。

2. 盆礼にみる親族

表85・86を御覧いただきたい。当地においても親族の大規模な交際がみられるのは、正月と盆の場面である。残念ながら当地では、いくつかの同族に氏神とみられる神仏はあっても、南沢のように定期的な同族神祭祀を行うマキはない。そこで、盆礼に注目し、親族がどのような動きを見せるかを分析したものがこれらの表である。表85より注目さ

れるのは、マキの仲間の家に盆礼に歩く割合出会って、本家や分家に対する割合よりもいくぶん低いが、26.8%を記録している。南沢と大きく異なる点であり、祖先祭祀における結果は比較的維持されているとみられる。さらに、表86は上記二つの表のデータをまとめたものであるが姻戚の家の墓に参る割合と本分家関係の家の墓に参る割合は、著しく接近している。親戚(近い親戚)と認識している家の割合を確認した表83のデータと比べてみると、姻戚の家は割合を下げているのに本分家関係の家は割合を上昇させており、祖先祭祀の場面では父系出自が重視される傾向がわかるのである。しかし、ここでも妻、母方の姻戚の家の割合は全体の4分の1を越えており、高い水準を維持している点は留意されよう。

3. マキとその機能

そこで、もう少し当地の同族について特色を検討してみることとしよう。図11は当地の本分家関係とマキを一覧にしたものである。後の考察の便宜を考えて、各家が如何なる契約組に所属しているかについても示してある。この内、阿部姓のCと鈴木姓のCは筆者が調査した限りでは単に本分家関係を有する家同士であって固有な機能、役割をもった集団としての同族とは異なると思われるので当地の同族=マキは11と御報告いたしておきたい。

さて、繰り返し確認しているように、同族には日常的な生活上の互助協力、特に本分家間で、主従関係=庇護奉仕、地主小作関係等がみられのが普通である。そこで、たとえばそのような諸点について、当地のマキの場合を考えてみる意義が展望されてくる。最初に確認しておかねばならないのは、ムラ内の地主は第1部で紹介したように、阿部姓の善兵衛マキの総本家(絶家)のみであって、本分家間の地主小作関係は、このマキ内部での固有な問題であって、ムラ全体の問題ではないということである。そこで、主として日常生活上の互助協力や庇護奉仕の視角か

ら特色を検討することになる。

筆者は各戸で繰り返しこの点を質し、マキの仲間の家同士がどのよう な連帯を維持しているか、互助協力の関係がどんな場面でみられるかを 明らかにしようと努力したが、「婚姻と葬儀の場では集い、相談と協力 はするが、いつもは特に意識しない。」という内容の回答が多く、伝統 的に緊密な連携は事実少なかったとみられる。インフォーマント達の限 られた記憶の中で、比較的多く指摘があったと思われるのは、田植え、 稲刈りを主体とする農作業の労働交換と、生活用具や農具、物資の貸し 借りであった。この場合、相互にどのような義務が生じるかについては、 「借りたものは返すが、自分のやり方で返す。同じ位の価値を持ったも ので返す場合もあり、その分働いて返すこともある。」といった類の回 答が多い。要するに、(善兵衛マキの総本家を別にすれば)本家といえ ども、一方的に分家の世話に当たる経済的余力はなく、日常生活上の援 助や労働交換は分家同士のみならず、本分家間でも相互的なものである というのが、人々の主張なのであった。マキ型同族に比較的強いとされ る主従関係・庇護奉仕の秩序は、当地のマキについては弱い、もしくは 弛緩していると認識される。一体何故こうした状況になってしまうのか 次にその背景を考えてみたい。

C. 藩政期における耕地の所有状況

表87は、過去における当地の耕地の所有状況がわかる最古の資料から、37戸の耕地所有状況を算出して一覧としたものである。さらに、表88は、この内、田の所有状況について、どの位の面積を持つ者が多いかを検討したものであり、表89は、これに畑の所有状況も加えたものである。表88・89に注目していただくとおわかりなように、平均値周辺に、およそ半数の家が集中していることが判明する。また、最も多く所有している家でも、およそ平均の2倍強といったところで、突出した所有者がいないと同時に、耕地の所有状況からみた各戸の経済的な

力量は、大きな違いがないとみられるのである。

改めて表87を御覧いただきたい。便宜上、田方と耕地合計の「反」数にのみ注目してみると、1、2、3、4、6という数字が多いことに気づく。つまり、6分の3、4分の2、2分の1という関係が読みとれることになる。これは一つの仮説であるが、要するに、こうした一連のデータを総合して考えてみると、当地では、そもそも均分相続が行われており、それが各戸の耕地所有の平準化をもたらしたものと思われるのである(2)。おそらくこの背景には、もともと各家の耕地の所有面積が小さく、分家を出すにも、ごく一部の耕地の分与では分家が生きていける条件が確保できず、少なくとも双方対等に財産を分け合うことの必要性が認識されるようになったためであろう。

少々歴史的な背景を確認してみよう。1643年、幕府は、零細農が増大し、農家の収支に破綻が生じて年貢納入が不安定となることを危惧し、田畑永代売買の禁令を出した。さらに、1673年になると、これを強化して、分地制限令を出すにいたる。この禁令は売買による土地の分散ではなく、相続による分散を防ぐ目的で出されたものであり、要点は、「名主は2町、百姓は1町以内の田地を、相続において分割してはならない。」とするものだった。従って、当時の耕地所有状況では、もはや以降田の分割相続は困難になったはずであり、実質的に分家はできなくなったと思われる。

さて、表90を御覧いただきたい。これは今日の毒沢の各戸の内、家の来歴のわかるものについて、その創設年代を記したものであり、後ほどの検討のために、契約組の所属も分類基準に加えてある。注目されるのは、1600年代後半から1700年代の前半までに創設された家がないことである。第1部でも少々言及したが、幕府は1700年代前半の享保年間に入ると、農村の疲弊を改善するため、全国的に新たな耕地の開発を奨励するようになった。おそらく毒沢も例外ではなく、こうして拡大された耕地によって、各戸の耕地所有面積も増加したと考えられる。分地制限令に規制されることなく、分家を可能とする家が生じ、1

800年代より本格的に新たな家の創設が再開したものと思われる。逆に言えば、わずか今から150~200年位前まで、毒沢の各戸に大きな経済的格差はなかったとみられるのである。本家と言えども突出した経済力を持っていないのは、このためと思われる。

では、マキが同族としての機能や役割を十分に果たせない状況の下で、 ムラ全体の社会的秩序を形成する主要因となったものは、一体何であろ うか。次にこの点を考えてみることとしよう。

D. 契約組の構造と機能

予てより東北地方には、「契約」と呼ばれる講が広く認められ、隣接する学問分野を含め、多くの研究成果が報告されてきた。それらによれば、契約講の性格は、平等・互酬といった各加入戸の水平的連帯を共通項に、年齢集団、近隣組織、労働交換の協約、擬制的親族関係等多岐に渡り、また、漁村部では年齢集団的なものが、一方農村部では戸主会的なものが多い等、生業との関連や地域性も指摘されている。しかも、一般に内陸農村部の契約講をめぐっては実態の解明が遅れているとされる状況の中で、当地には、この一種とみられる契約組が存在し、村落構造の重要な規定要因の一つとなっているとみられるのである。

当地の契約組は、伝統的には、戸主会的な性格と自治・行政組織の性格を兼ね合わせたものと理解される。「家ができた順番で古い家から20戸程度ずつまとまって組を作り、村のことを相談する。」とか、「本家は本家、分家は分家で組を作って助け合う」、「一番組は村の草わけの家の集まり、二番組は比較的古い分家の集まり」等と、一般には紹介されている。正確な成立年は不明(三番組は1918年に設立)であるが、もともと草わけと呼ばれる18戸で結成されたと見られ、これが今日の一番組になったと言われている。このため一番組には大儀約、本家組、大契約といった敬意を含んだ別称が多々知られる。さらに、内部が3戸ずつの当番組と呼ばれる小グループに組織され、毎年輪番で組

の世話役を担当することになっている。なお、当番組を組む他の二つの家が明確な36戸についてみると、2戸とも同じマキの仲間の家と組んでいる例は3例。一つだけ同じマキの仲間の家と組んでいる例は8例であり、全体的には異なったマキの家同士の連帯と協力に指向されているように思われる(3)。詳しくは表58を御参照いただきたい。

従来は二十日講と称し、旧暦10月20日、当番組のいずれかの家に各戸の戸主が集い、ムラの運営をめぐってあらゆる問題を協議すると同時に、親睦を深める機会とされていたのである。組では加入戸数分の膳を所有・管理(当番組の役割)し、加入戸で祝儀、不祝儀がある場合、貸し出す制度も持っていた。

その後分家の増加につれ、同様な規模と機能を持った二番組と三番組が順次結成され、約20年位前までは活発に機能を維持していたと伝えられている。なお、戦後に創設された分家は、いずれの組にも属さず、新たな組の結成にも到らなかった。

注目すべきは、これら各組が各々村の運営をめぐって協議し、まとまった見解にくい違いが生じれば、各々使者を出して調整するとしながらも、「最終的には一番組に従う。」とか、「一番組の承認のないことはできない。」等とされ、特に一番組に決定的な権威が認められていることである。

E. マキと契約組の構造連関

さて、このような特色を持った契約組が、マキ型同族の存在するムラ に発達した事実をどのように理解したらよいであろうか。両者の関係に ついて考えてみよう。

表90にもどって検討を始めたい。この表により、各契約組を構成する各家の姓と創設年代との対応関係を知ることができる。一番組は少なくとも19世紀までに創設された家から構成されており、二番組は古くとも18世紀後半から創設された家によって構成され、三番組に到って

は今世紀に入ってからできた家が構成戸の大半であることが判明する。 すなわち、各組が構成戸の創設年代の古さを一つの基準に組織されたも のであることが裏づけられていると思われる。

続いて表91を御覧いただきたい。この表は、各組の構成戸を、総本家、本家、分家の違いとマキの違いを基準に分類したものである。これにより、各組が複数のマキを横断する形で成り立っていることが確認される。さらに、一番組は総本家と本家格の家によって構成された講であり、同様に二番組は本家格の家を主体に構成される講であり、三番組は分家格の家を主体に構成される講であることも確認される。

すでに、当地における家格の基準は、家の創設年代の古さと、本家、 分家といった(マキ内部での)地位に基づくものと考えられることを指 摘した。同家格の家ごとに三つの契約組が組織され、しかもそれが古く できた組から上下に層序化されて、より上層の組により強力な権威が承 認されることによって村の統制がはかられてきたと見ることができよう。

果たして、タテの秩序を基本とする同族制のムラに、何故ョコの連帯 を基本的な性格とする契約講(組)が存在しうるのか、まとめの考察を 加えてみたい。

先行研究は、家格的な価値観を有する村落の内、同族制の村落では、 親分子分関係が同族組織を補強し、村落構造に筋金を入れる一方、同族 の発達していない村落では、それに代位して村落構造を支持する傾向に あることを明らかにしている。しかし、すでに御紹介したように、当地 のマキは本家の経済的優位性が小さく、祭祀上のイニシアチブもない等、 タテの統制力が弱い。これに加え、マキを補強したり、代位するような 親分子分に類する関係も認められない。

すなわち、契約組は各組内部においては、同家格の家同士の水平的な構造を成しているが、各組相互の関係は上下に層序化しており、経済的優位性はないものの、家の古さ、系譜の源という権威を背景に、事実上本家(層)が分家(層)を統制する仕組みとなっているわけで、タテの秩序を与え、本来マキが担うべき役割を代位していることが理解されて

くるのである。果たしてこのような同族と契約講の連関がどれほど普遍性を持つか、一つの事例からの一般化はできないが、畑作農村の社会構造の解明のみならず、今後の内陸部農村の契約講研究も展望して、一つの仮説提示としておきたい。

F. 総括

大石田、南沢同様、本節でも「東北日本畑作農村の類型試論」に基づいて、これまでの議論を整理・補充しながら、村落構造類型論の視角から毒沢の社会構造の特色を総括してみたい。

①指標となる畑作物:

史料から判明する1700年代初頭の畑作物は、麦、青そ、大豆、大根、小豆、ゴマ、ソバ、麻、キビであり、一方インフォーマントの記憶にある戦前までの主要な畑作物は、ソバ、アワ、キビ、ヒエの雑穀類と大豆、小豆の豆類、麦、オカボ、さらに、焼畑で大根やカブも作られていたことが判明している。両者を比較して共通なのは、大豆、小豆の豆類と麦、ソバ、キビ、大根である。雑穀類と豆類が中心的な役割を担ってきたとみられ、東北地方の畑作の特色が明確と評せよう。

②共有財産の有無:

本論第4節で触れた鳥捕場開田組合に所属する人々が所有する土地や通称「開拓」=隣組の第7組の人々が居住している土地は、そもそも国有地であった。しかし、筆者が調査した限りでは、これらの土地は、少なくとも戦前まで長いこと実質的にムラの共有地として利用されてきており、カノもここで任意に各戸が行ったと伝える人々が多い。利用に当たり、カノで若干の食糧生産に当たる等、各戸が各々の事情に基づいて、その生活を支えるために活用してきたのであった。農地解放までほとんどの家が程度の差こそあれ小作農家であった毒沢では、こうした国有地が実質的な共有財産として、各戸の生命線となっていたのであった。

③共同労働:

4) 家族:

毒沢における農耕の場面での共同は、これまでに判明している限りで は、田植えと稲刈りに集中している。共同の対象となるのは、シンセキ、 近隣の家、友人の家という具合に多様である。前二者が主流であるが、 一定の傾向を把握するのは難しい。各戸の個別な事情が強く反映してい るとみられる。なお、シンセキの家も、必ずしも本家やマキの仲間が優 先するとは限らない。残念ながら、統計処理に値するほどの詳細なデー タを収集しきれなかったため、数字の裏付けを与えることはできないが、 たとえば、妻の実家、姉妹の婚家といった例もまま聞かれる。また、本 家との関係においても、既に言及したように、分家の側の一方的な労働 奉仕とはならない場合が専らである。文字通りの労働交換と呼ぶ方が適 切と思われる。これは、毒沢の土地の多くが大石田町に住む不在地主の 支配するところにあり(しばしば本家もその小作である)、本家=地主 の関係にはなっておらず、土地所有による分家の統制を行う本家の田の 田植えなり、稲刈りではなく、不在地主の田をめぐる労働を、本分家が 共同して請け負ってきたためであろう。なお、水利の管理をめぐる共同 が確認されないが、これは、本格的な水利施設の整備が戦後のことであ ると共に、稲作とはいっても、オカボを主体とする毒沢では水田の規模 が小さく、従来各戸が任意に沢から取水することで、利害関係無く十分 な対応が可能であったためと思われる。

また、その他の共同としては、日常生活用具や農具、物資の貸し借りと祝儀・不祝儀の際の協力が知られるが、前者については、本家・分家、その他何等かの社会的な立場の違いにかかわらず互恵的であり、後者はすでにご紹介したように契約組がそれを担っている。毎年輪番で世話役が交替してきたわけで、固定的なリーダーシップは認められない。

すでに「A. 家族の構成と動態」で触れたように、毒沢では、長男残 留型の直系家族が最も理想的な家族類型とされてきたとみられる。また、 これが困難な場合は姉家督となったり、実質的な長子相続の割合は、筆 者の調査した限りでは100%であった。傍系家族の割合もわずかながら認められるが、これも脚注で言及したように、特殊事情の反映とみられ、伝統的に支配的家族慣行であったと判断する要素は見当たらない。次男以下の男子は分家するか、職を求めてムラを出ることが、また、女子は婚出が一般的であったことからも、上記の可能性はほとんどないとみられよう。平均家族員数4.69人(1990年12月現在)は、県レベルの平均3.73人(自治省「全国人口・世帯数表・人口動態表」1988年)と比べて大きいことが唯一気になるが、これは3~4世代に及ぶ直系家族が多いためと思われる。(筆者が調査した61例中、36例が該当する。)しかも、裏付けとなる有効な資料が発見できず、インフォーマントの言説にのみ立脚することに幾分かのためらいがあるが、それによると、この状況は伝統的に保持されてきたものとも思われる。

以上をまとめてみると、毒沢の家族は、姉家督の慣行が伝統的に存在し、この意味では蒲生のいう「拡大指向型」の要素も認められることになるが、基本的な性格においては「現状維持型」とみられよう。

⑤婚姻体系:

毒沢の婚姻体系は基本的にヨメイリである。残念ながら、婚前の性交渉をめぐる価値観は未調査、仲人の役割をめぐるデータの収集も十分ではないが、数十戸程度の規模のムラで、伝統的には5割を越えるムラ内婚率であったとみられることが判明している。限られた質疑応答ながら、配偶者の選択をめぐる経緯について、「夫婦は小さい頃からの顔馴染みで、年齢などを考慮し、適当とする相手との縁談が、自然に進んでいった。」という類いの回答が主であった。しかし、近隣村といえども、カラ外の人間との婚姻に際しては、発端には当然仲介者がいたのである。昭和生まれの人々には、こうしてムラにやって来た人々を介して、その兄弟姉妹・何等かの関係のシンセキを配偶者とした例や、その人々の里のムラの情報を得て、配偶者を選択した例、学校での出会いが伏線になったとする例が多い。しかし、ここでいう仲介者は、最初の出会いのお

膳立てはしても、婚姻成立の儀礼にも深く関与したり、後見人となるような存在ではなく、情報提供者といった性格が強かったようである。厳密な意味での仲人とは幾分違いがあると考えられよう。

なお、妻問いは全く聞かれない。夫婦の居所は婚姻成立の当初から夫 方である。

⑥イデオロギー:

さて、こうした婚姻をめぐる対応や家族の特色から考えると、毒沢に支配的な伝統的なイデオロギーは、「状況不変」となりそうであるが、 先に紹介した共同労働における対応や、後述する村落構造の特色から考 察すると、多分に「状況可変」と認識すべき要素があり、複雑な価値観 を形成しているとみなければならない。家の内部構造にかかわる面では 一貫した価値観が支配的であるが、家と家との関係、ないしは地縁的な かかわりにおいては、flexibleとみられよう。

⑦親族体系:

毒沢において親族を認識するための主要な概念は二つある。一つは、同族を意味するマキであり、もう一つは、出自、血縁、姻戚、あらゆる関係の親戚を包括する概念としてのシンセキである。前者は出自集団であり、祖先中心的に組織された親族組織である。これに対して後者は、各家ごとに組織されたkindredであるが、特に正月礼と盆礼の場面での親族の交際に関するデータを分析する中で指摘したように、この内母方・妻方の姻戚の割合は約4分の1で、全体的には父方・夫方重視の特色が判明した。patri-lateral的な傾向を有すると言えよう。以上の議論を要約すると、毒沢の親族組織は、出自集団と親類の共存するものの内の、「同族を形成する」パターンと認識されよう。

親族関係におけるマキとシンセキの重要性の比較を試みると、そもそもマキが積極的に機能するのは婚姻と葬式の場面であり、日常的な生活上の共同は、田植え、稲刈りにおける労働交換と、生活用具や農具、物資の貸し借りが主であって、極めて限定的な結び付きと判断される。しかも、農作業の共同はシンセキによって一層活発に展開していることは

示唆的である。既述のように、祖先祭祀の場面では、幾分マキが強く意識されるようになるが、たとえば、盆礼の対象から姻戚関係の家が除外されるわけではない。全体的にみて、南沢同様近隣関係、地縁関係の中に多分に解消しているともみられるシンセキは、日常生活の場面を中心に、明らかにマキよりも重要な親族関係として機能していると理解できよう。

⑧村落構造:

毒沢には全部で11のマキが存在する。村落構造の重要な規定要因であることは間違いない。しかしながら、すでに確認したように、その機能は典型的な(マキ型)同族のものに比べて緩慢な性格を示していた。一方これらのマキを横断するように三つの契約組が重層的に形成されており、実質的には本家格の家の集団による、その他の家の支配の形をとりながら、ムラの自治・行政組織として機能してきたのであった。しかも、その運営は輪番制で交替となる当番組が担当する仕組みとなっていることは注目されねばならない。これは紛れもない当家制である。

すなわち、蒲生の言う村落構造類型的には、毒沢は同族制と当屋制の 併存するムラということになるのであって、4類型論では把握しきれな いことが判明するのである。

なお、マキと契約組のいずれが主要な村落構造の規定要因であるかについては、判断が難しい。確かに契約組は自治・行政組織としてムラ全体の秩序の形成と維持に決定的な役割を有している。しかしながら、三つの契約組が重層し、実質的に本家格の家(の集団)による分家・末家格の家(の集団)の支配という構造は、明らかに同族の統制原理と一致するものである。筆者は現時点において、両者の関係を対等と把握しておくこととしたい。

⑨典型的社会体系のパターン:

まとめとして、これまでの考察から毒沢の社会体系を蒲生の考え方に なぞらえてパターンとして提示してみたい。検討対象とした様々な指標 の特色を整理すると: 現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族/当屋・状況不変/状況可変イデオロギー

と表現されよう。蒲生の提示した三つのパターンのいずれにも該当しないこととなり、注目を要する。

脚注

- (1) 傍系家族における傍系親族は、世帯主のキョウダイ(ともに身障者) 2 例と、世帯主の母の兄(同居理由不明) 1 例であり、特殊事情とみられる。
- (2)分家の創設にともなう今日的な財産分与の慣行については十分な 調査に到れなかったが、たとえば自分が分家初代である512の現 世帯主は、「財産(田)は本家とちょうど半分に分けた」と語って いる。しかし、古くからの慣行に基づく判断であったか否か不明で ある。
- (3) そもそもは家並原則で、比較的近接した家が選ばれたとされる。 また、当番組の3戸には、日常生活上の互助機能もあったとされ、 一部のインフォーマントは、これを契約親戚と呼んでいる。

第4節 事例研究 4 山梨県南巨摩郡早川町硯島地区北村・原村の社会 構造 -畑作農村の仮親子関係-

本節は山梨県南巨摩郡早川町硯島地区北村・原村における村落調査の データから、特に当該村の社会構造の特色の一端を明らかにすべく、当 地に顕著な仮親子(名つけ親、仲人親、親分)関係の分析を試みるもの である。

A. 方法

先行研究(1) は、村落社会における親分子分関係の分析に当たっては、(1)親分子分関係締結の時期・目的と締結過程、(2)親分子分関係の内部構造と親分子分間の権利義務関係、(3)村落社会内における他の社会組織との関連のあり方の三点を主要な視点とする必要があることを明らかにしている。そこで、本論においても、13世帯(全世帯の25パーセント)から得られたデータに基づき、異なる仮親子関係相互の関係にも注目しながら、基本的にこれらの視点を踏まえた分析を試みることとした。但し、調査上の制約により、(3)に一定の考察を加えるに適当なデータの収集ができなかったと判断する立場から、不本意ながらこの点は他日に期したい。

B. ムラの自治機構・諸集団

硯島地区は行政上9つの地区から構成され、北村・原村は各々その一つ(ムラの代表たる区長も各々一人ずついる。)なのであるが、極めて小さな沢を一応の区切りに、実際には完全に一つながりの状況にあり、集落という観点からは完全に一つのムラとしか見えない。事実一般に両者を合わせて本村という呼称もあり、各種の行事は伝統的に一体となって行っている。

行政統計上、1991年3月1日現在、総人口179名、世帯数63 戸と報告されているが、同年9月に筆者が調査したところでは、家屋はあるが、実際には居住者がいない事例が9例あり、実質的な総世帯数は54戸と認識された。ムラ内は北村に三つ、原村に五つの村組が置かれ、それぞれに代表者たる組長がいる。因に「同じ組内の家同士は互いに家族付き合いしており、日常の人間関係としては親戚よりも緊密」と称する人々が多いことや、組単位で祀るカミを有する組もあることに示されるように、村組内の共同性は高い。

また、ムラ内で完結した諸集団としては、自治に関わる消防団(壮年層の年齢集団的性格もあったと見られる。)、性・年齢集団として青年団(15歳から入団し、24~5歳で退団する。団長は区長に次ぐムラ内の中心人物とされ、各種の伝統行事をとりしきる大きな力をもっていた。)、婦人会(実態としては主婦会)、老人会(60歳以上が対象)が知られ、かつては子供会もあった。さらに、信仰に関するものとしては、鎮守の氏子組織、ムラ内唯一の寺(日蓮宗)・正徳寺の壇家組織・護持会(妙法講)、大黒様を祀る甲子講が知られる。当地では山の神の信仰が盛んであり、毎月17日に正徳寺で住職と当屋(村組で毎月交替)がお経をあげて、山で働く者と村の安全祈願が欠かさず行われているが、前三者を含め全戸が平等な立場で加入する形式の集団が中心であり、一部の人々かせ成る講はほとんど聞かれない。

今日ムラの自治は各村ごとに毎年3月31日に開かれる総会(村の全世帯代表が参加)で選出される区長と組長を中心に行われているが、かつては本村全体の寄合でムラに関する様々な意志が決定されていた。これはムラの全戸による近隣山林(焼畑にせよ林業にせよ、中心となる生業はには欠くことのできない資源であった。)の共有という事情があったためとされるが、この他特に原村では、生活水を得る手段が、唯一の共同井戸しかなく、この管理・利用をめぐる調整も重要だったはずで、ムラ全体の生存を賭けて、各家同士の強調と連帯がとりわけ重視されていたものとみられる。実際筆者が調査した限りでは、地主・小作関係も

知られず、裏付けとなる数量的なデータは得られなかったが、伝統的に 比較的階層差・主従関係の少ない社会であったとみられる。

C. 親族関係

ムラ内の主な姓としては、「望月」姓が20戸で圧倒的に多く、「和田」姓、「尾崎」姓、「佐野」姓各4戸、「三尾」姓2戸が知られる。全戸調査を行っていないので詳細は不明だが、これらの姓は同姓同士血縁関係がある場合がほとんどとみられる。また、一姓一戸の場合、少なくとも9戸が戦後の転入戸であることが判明した。なお、第I部でも若干触れたが、ムラはクケン(九軒)クマサと呼ばれる9戸から始まったとされている(2)。

表92に示したように、日常親戚ととして意識される家の数は比較的少なく、本家分家が明確な系譜関係を軸に次々と組織され、その結びつきが超世代的に続く典型的な同族に当たると思われる集団はない。当地では本家・分家(シンヤと称する。)は互いにジルイ(3) と呼びあっており、これに姻戚関係でつながる家=インセキを含めた親戚が親族の範囲の基本となっている。なお、今回の調査で判明したジルイは7例あるが、内1例が分家2戸を抱え、3戸から構成される以外、残りすべて本分家2戸から成るにすぎず、極めて小さな集団構成を示している点で特色がある。また、分家創設年代の判明する5例についてみると、明らかに藩政期にジルイが成立したのは1例のみで、他の4例は現世帯主から過去三代以内の創設となっており、比較的新しい時代になるまで分家の創設は限られた行為であったことが判明する。おそらく歴史的沿るからみて、ほとんどの家が然したる資産は持っていなかったものと思われ、これが大きな理由であったと考える。

さらに、通婚圏については、データの得られた12戸の過去三代(現世帯主を含む)に及ぶ計17組の夫婦について分析してみると、ムラ内婚は10例、配偶者のいずれかが郡内出身というケースが5例、同じく

県内が1例、県外から配偶者を得た例もわずか1例しかない。著しくムラ内婚の割合が高く、しかも時代を遡るほどこの傾向が大きくなることも判明した。

D. 仮親子関係の諸相

以上を踏まえつつ、当地に特に顕著な三つの仮親子関係の実態を紹介、 考察してみよう。

1. 名つけ親

名つけ親は新たに誕生した子供の命名に際して設けられる仮親である。 但し、筆者の調査したところでは、必ずしも文字通り名つけを行うとは 限らず、親による命名後、その役を依頼するという事例もあった。

ムラの人々に尋ねると、「親戚が冷めてしまう頃そうならないように依頼する。」(親戚関係の確認と強化)か、「昔からの有力なムラ内の家のそろって健在な夫婦に頼む。」(従って、正確には名つけの父親と母親であり、有力者からの加護の期待が窺える。)などと説明を受けることが多い。当地では、七夜に鎮守への宮参りが行われるが、この際新生児を連れて行くのは名つけの母親の役割とされている。この他七五三に祝いの品を贈ったり(戦後は小学校入学時にも祝いの品を贈るようになった。)、日常的にその子が成人するまで無事な成長を見守り、必要に応じてしつけに当たることが主な機能であった。要するに、子供が成人するまでの教育と祝福を中心とした仮親子関係であり、実際子供の側の義務は確認できなかったが、そもそも成人前の子供は基本的に社会的弱者として一方的な保護の対象であることや、青年団活動を通じたムラへの寄与というシステムを考えれば、納得できよう。しかし、名つけ親への感謝の念と親近感は末永く続くとされ、この点では一生涯の関係である。

果して実態がどうなっているかを以下に検討してみよう。表94は今回の調査で判明した8世帯18名の名つけ親とそれを依頼した理由の一覧である。関係が複雑なので、親族記号によって表記する。

ここから判明することは:

- ① 事例 2、7、18に見られるように、分家仲間、オバの婚出先といった「近い親戚」の場合もあるが、名つけ親とされた家の大半は、いつ、どのように設定されたのかもわからないほど古い親戚関係(と考えられている)の家であり、事例 10、11のように関係が判明する場合でも、名つけ子自身を含めて4代も前に設定された姻戚関係の家といった状態で、名つけ親の慣行が古くなった親戚関係の再確認・強化をはかるものであるとの一般的な説明を裏づけるものとなっていること。
- ② K5世帯の事例2~4、H11世帯の事例9~11、H27世帯の事例15~17に代表されるように、当地の名つけ親慣行は、ある家の個人とある家の特定世代夫婦との関係であって、家と家との固定的・永続的関係ではないこと。(ある家に生まれた者はすべてある特定の家に名つけ親を依頼するといった関係は認められない。)
- ③ 名つけ親とされた家が12戸指摘されているが、複数の家から依頼を受けている例はなく、名つけ親が分散する傾向、もしくは相互的関係になっていると見られること。(たとえばH12はK5の名つけ親であって、H6の名つけ子である。)しかし、同時に12戸の内4戸がクケンクマサと思われる家であり、ムラ内で権威のある旧家への依頼傾向は多少とも認められる。

2. 仲人親

次に仲人親について検討してみよう。当地では仲人親のことをナカジャイサンとか、オヤサンとも称し、日常的にはオトウサン(お父さん)、オカアサン(お母さん)と親しみを込めて呼んでいる。婚姻成立の仲介

と結婚式の進行役が主な機能であるが、通常夫方、妻方各々に一組の夫婦が仲人親として立てられる。今回調査したかぎりでは、夫、妻のいずれかがムラ外の出身の場合でもこうした方法が常に履行されており、通婚権との関連で考察すると、南巨摩郡全域ほどの広い範囲にこうした慣行が普及している可能性が考えられる。

たとえば、H11の現世帯主(女性、昭和9年生、同35年結婚、夫はムラ外から婿養子に入り、すでに死去)の場合を例にとると、まず親の意志でイトコ(FBS)が使者となって夫方に挨拶に行き、婚姻成立の打診を行った。先方より了解の返事がくると仲人親を立てて再度夫方を訪ね、結納を受け取って正式に婚姻成立の話をまとめてもらったという。その後夫方も仲人親を立て、後日双方の仲人親が会って協議し、妻の実家を会場とすること等、結婚式の段取りが決定されたのだった。

当地では、一般に結婚後の仲人親との付き合いは極めて限定的であるとされ、正月礼による定期的な挨拶は終生続くが、盆礼や葬儀の運営には関与しないという。仲人親のほうも特に何らかの生活上の援助に当たるわけではなく、時に人生の相談に応じたり、主に精神的な後見人として機能する傾向にある。表95は今回の調査で判明した11世帯の現世帯主夫婦の仲人親を一覧にしたものであるが、これを踏まえて仲人親の本質を考察してみよう。

ここから判明することは:

- ① ムラ内の家から仲人親が選ばれる場合には、圧倒的に親戚関係の家が対象とされていること。しかも、K20、H1、H15の例に見られるように、何らかの形で本分家関係の介在が認められる例もあるが、全体的には姻戚関係が主体となっていること(1)。
- ② 3 例を記録する K 1 3 、現在ムラ内絶家となっている H 4 2 に示されるように、特定の家に仲人親が集中する傾向にあること。しかも、ムラ内の家から仲人親が選択された 1 2 例の内 5 例はクケンクマサと見られる家が選択対象とされており、権威ある家への期待が比較的高いと思われること。

③ H3「かつて嫁を出した」、H1の両方の事例、H11「世の母の イトコ」に見られるように、女系もしくは母系を通じてたどられる親 戚が比較的目立つと思われること。

3. 親分

最後に親分について検討してみよう。仲人親同様、親分も婚姻を契機に設定される仮親子関係である。通常夫方、妻方に各々一組の親分(夫婦)が設定される。すなわち、親分子分関係も基本的にある家の個人とある家の特定夫婦との関係であって、名つけ親、仲人親と共通の構造が認められる。従って、夫、妻がそれぞれムラの出身であるムラ内婚となれば、一組の夫婦に計4名の親分が設けられる(5)のが普通である。これまた仲人親と同様に、オヤサンと称し、日常的にはオトウサン(お父さん)オカアサン(お母さん)と呼ばれる。この点からも両者が同格にみられていることが判明する。但し、親分との付き合いは一生涯のものであり、「実の親と同様」と聞かされることが多い。

たとえば K 5 の現世帯主の場合、婚礼は本家で実施しながら、披露宴はその親分の家で行ったという。「うちの子になった」と、親分による子分の紹介、つまり、一般に対し親分子分関係の設定を報告する意味があったものと思われる。

以降子分による様々な労働奉仕、正月礼、盆礼、葬儀運営への参加、 日常的な挨拶の一方、親分は子分の生活の安定を図るべく、ムラ内の人 間関係の調整に当たったり、状況によっては若干の経済的援助や仕事の 斡旋等にも関与したとされる。仲人親との比較で、かなり現実的、具体 的、積極的な援助の様子が窺える。果して細部の構造はどうなっている のか、以下に検討してみよう。表96は、13世帯の現世帯主夫婦の親 分を明らかにし、一覧としたものである。

ここで注目されることは:

① K25の世帯主の配偶者やH15の世帯主のように、以前のべつな

仮親(取りあげ親、名つけ親)が改めて親分に依頼される例が複数認められ、二重三重の関係強化が図られる傾向にあること。もしくはH11の現世帯主のように、機能が拡大されてくること。

- ② K 5、H 1 2 の世帯主やH 2 の世帯主の配偶者にみられるように、 何らかの形で本家が介在する例が比較的目につくこと(%)。
- ③ H1の世帯主の配偶者、H3の世帯主のように、女性の親族への依頼が目につくこと。
- ④ H1の世帯主の配偶者やH5の世帯主にみられるように、同世代の者にも親分を依頼する例があること。但し、この表からは判明しないが、筆者が調査した限りでは、親分の方が子分より年齢や世代が下回るという事例は一例もなかった。
- ⑤ K 2 5 の世帯主、H 1 1 の世帯主の配偶者にみられるように、ムラ 内の有力者に依頼する例も目につくこと。おそらく②と同様な背景を 有するものと思われる。
- ⑥ H7、H13のように、複数の個人から親分を依頼されている例も少数ながらあるが、全体としてみると、親分とされる家は様々な家に分散する傾向にあり、また、K25に示されるように、親分子分関係は相互的関係ともみられること。(K25はK20の現世帯主の親分であって、K25の世帯主の配偶者はK18の子分である。)確かに親分の機能を考えれば、大きな経済力をもつ家や何らかの権威を持つ家に親分を依頼することは理想となろうが、すでに紹介してきたように、当地では各家の家格差は比較的小さく、とび抜けた経済力をもつ家もないことがこうした傾向を生じる背景にあったと思われる(**)。

4. 仮親の相互関係

では、これらの仮親は互いにどような関係にあるのだろうか。表97 は現世帯主の場合を中心に、三つの仮親が比較的明確な6戸の家について、表94~96を統合して整理したものである。これを踏まえて考え てみると、以下のことを指摘しうる。

- ① H3、H12、H15、さらには実質的にH11の世帯主もそうであるが、名つけ親と親分に高い頻度で対応関係が認められること。すでに紹介したように、名つけ親は基本的に子供が成人するまでの仮親であるが、婚姻を契機に親分として再生し、結局名実ともに一生涯の関係設定となるシステムが浮かびあがってくる。逆に言えば、それだけに名つけ親を誰にするかは極めて重要な選択となり、仲人親が限定的な役割しか持たないことも考え合わせ、当地における最も重要な仮親子関係は名つけ親子関係と考えられよう。
- ② K 5 で、現世帯主の親分がその長女の名つけ親にもなっているが、 全般的にみると、この種の重複は他に例がなく、こうした意味からも、 仮親選択の分散的傾向は明確であること。

つまり、一戸の家を単位としてみた場合、各家族員が様々な家と仮親子関係を媒介として結び付いており、生活支援を受ける多様なルートを確保していることが分かるのである。現在も当地は無医村であるが、おそらく病気、負傷、飢饉等、山村の厳しい生活環境や経済的貧困から生じる様々な危機に対し、二重三重の後援者を確保しておくことが有効であったに違いない。

E. 仮親子関係の構造原理

かつて上野和男は、全国各地の親分子分関係の比較類型化を試み、村落内が親分層と子分層に区分され、最も社会的勢力を持った家が頂点に立って、典型的にはピラミッド型の構成を示す集中的構造と、個人を単位として構成され、年齢や世代の上の者が親分となる関係の拡散的構造を抽出した(3)。このような一般的概念に照らして考えるならば、当地の親分子分関係は後者の典型に近いものと思われる。

こうしたことも念頭に置きながら、以下当地の三つの仮親子関係に比較的共通する特色を抽出し、それらの背後にある構造的な原理を考察し

てみたい。筆者のまとめるところでは、当地の仮親子関係の主要な特徴 は5点に集約できるものと思われる。

① ある個人とそれ以上の年齢・世代層に位置するある特定夫婦との関係であること。

これは、本分家関係があまり発達しておらず、家を単位とした付き合いが一般化していないことと関係があるものと思われる。

② いずれの仮親も近い親戚とされる家から選択されることは極めて稀であり(*)、仮親の設定は、意図的な近い親戚の創設、それによる援助の期待によるものと思われること。

おそらく村組内の共同性が高いことの一因は、こうして身近に張り 巡らされた仮親子関係が機能していることにもあるものと思われる。

- ③ 前章で明らかにしたように、仮親相互の重複も極めて稀であり、個々の仮親の設定に個別な機能が認められること。すなわち、名つけ親と親分には、主として疎遠になりつつある親戚関係の再強化を理由とした生活支援者の確保という機能があるのに対し仲人親と親分には、権威や経済力、政治力のある家との関係設定による同様な目的達成の意図があると考えられよう。
- ④ こうした仮親の選択対象の違いは、仮親の慣行全体として村落構造を支える価値観を強く支持する機能となって収斂していること。

つまり、当地における仮親子関係の一つの本質は明らかに年齢・世代的な上下関係とみられる。また、有力とされる家、特にクケンクマサ、本家を仮親として選択することは、創設年代のより古い家に家格的な権威を承認する村落内秩序を規定する価値観と対応的である。

⑤ 女系・母系をたどる親戚、もしくは女性の親族との関係を重視すること。

この点の解釈には今ひとつ決め手を欠くと思われるが、仮説を提示 しておくこととしたい。

穴田ゼミナールの調査 (1°) によれば、当地における世帯主 (家長) の地位と役割は伝統的に極めて厳格な優位性を持っており、居間にお ける座席や入浴の順番の優先等、日常生活上様々な優遇を受けることはもちろん、いずれかの家族員の結婚の承認等、一家に関する諸問題の最終的な裁量権を有してきたとされる。しかも、万一男子がいな男子による相続を図るとするほど、男系重視の価値観が認められ、特に長男による一元的な家財産の相続が最高の理想とされてきたことが明らかにされている。一般に次男以下はムラ外に職出することが多く、その他養子・婿養子、わずかながら分家するといった人生の展開を遂げるとされる(11)。このように兄弟間では長男と次男以下とでその立場には雲泥の差があり、両者は基本的にかなり大きな利害関係対立的状況にあることがわかるのである。こうしたことから情意的にも兄弟間で何らかの依頼関係は持ちにくかったことが想像され、注目されるような傾向性が生じることになったものと思われる。

F. 畑作農村における仮親子関係の機能

本稿では、伝統的な生業構造、階層差、権威構造、親族関係、通婚圏の特色を明らかにしたうえで、それを手掛かりに最初に紹介した二つの視点から整理された仮親子関係をめぐるデータを分析し、その機能を考察した。

すなわち、当地の仮親子関係は、焼畑と林業を主な生業とし、経済力が脆弱で、階層差が小さく、本分家のまとまりもさほど発達していないムラにあって、①基本的には個人に立脚した相互的な生活支援関係のネットワークを形成する。②旧家の家格を重視する村落内の権威構造を支持する。という二つの重要な機能を有するものと考えられよう。先の上野和男(12)は、同時に「拡散的構造の親分子分関係については研究が立ち遅れており、今後この型の親分子分関係の研究、とくに親族組織との関連などの問題について多くの課題が残されている」と述べているが、本節がこうした研究状況の改善に多少とも寄与できたなら幸いである。

G. 総括

これまでの三つの事例研究同様、最後に、村落構造類型論の視角から 北村・原村の社会構造の特色を総括してみたい。

①指標となる畑作物:

「A.調査地の概況」で確認したように、当地では、小豆、大豆、アワ、ヒエ、キビ、ソバ、大麦、小麦、モロコシ等を主として焼畑で栽培してきた他、サトイモ、サツマイモ、大根を比較的多く作ってきた歴史を有している。主食は前者で、儀礼的に重要と思われるのはアワとキビであることもすでに確認した。豆類、雑穀類、麦類、イモ類、根菜類と多様な畑作物が栽培、利用される事実に、中部地方の畑作の特色を垣間見ることができる。

②共有財産:

当地の伝統的な生業は、農林業と硯石の生産であったが、これらの主要な舞台となるムラの周囲の山林が共有地であった。突出した経済力を有する地主は存在せず、限られた山の資源を各戸が巧みに分かち合って暮らしてきたのだった。残念ながら、筆者はこれら共有地の規模や利用方法の詳細について把握に及んでいない。参考に、かつて「上湯島型」親分子分関係設定のモデル村となり、北村・原村と同じ早川町の早川上流域にあって、焼畑を主生業とし、「拡散的構造」の親分子分関係がみられる上湯島では、「旧湯島村には共有林があり、それが村民の経済生活に大きな助けとなっているのであるが、各戸平等の権利をもっており、系譜上の本家が特に力をもつことはない。上湯島の荒居ムキでは地域的にも系譜的にも近いものが、他の家より戸数が多いので、山林の共同経営を可能ならしめるのであろう。」(13)と紹介されている。おそらく類似した状況と考えてよいであろう。

③共同労働:

かつての調査において、筆者はこの指標に関するデータの収集を行えなかった。そこで、筆者の調査に先立つこと約30年前に当地を調査し

た青柳清孝の記述を参考としてご紹介しておくこととしたい。この点に ついて青柳は、「山・畑の仕事には村人の協同労働の機会が限られてい る。山の仕事のためには、契約をもととした村人個人と業者の雇用関係 が成立しており、畑は小規模耕作で茶摘み時などを除いてはさしたる人 手を必要としない。」、また、「数例の本分家が認められる。しかし分 家創出に当たって本家の財産分与は概して貧弱である。本分家のステー タスは特定の役割に支えられていない。」、「村の経済的発展は限られ ているように思われる。伐木の余地も近い将来でなくなると懸念してい る心理がある。現在階層差を積極的に生ぜしめるような余地はこの村自 体の経済、社会、文化体系にはない。」(1961、「親分・仲人・名 付親の慣習について一山梨県南巨摩郡早川町雨畑本村一」、『日本民俗 学会報』20、日本民俗学会)とも記している。要するに、当地では生 業に従事する人の基本的単位は家族であり、各戸が限られた私有地と共 有地を利用して、自家が必要とする生産に携わってきたとみられるので ある。すでに紹介のように、当地には今なお水田は全くない。当然水利 の管理や稲作をめぐる共同はありえない。さらに、本分家の財産をめぐ る関係も青柳の報告のごとくであって、両者間での労働交換や分家によ る労働奉仕がもたらす共同も限定的なものであったと考えられる。

しかしながら、「②共有財産」と同様に上湯島、否、それを含む西山村全体の場合を参照すると、「以上の各作業(焼畑耕作の仕事:立柳注)において、一家に労働力三人以上あることは少ないから、いずれの作業においても、ほとんどユイガエシによる共同作業が必要である。しかも、播種、収穫などは時期的に制限があり、部落全体が、播種ならば七一一〇日間内、収穫なら二週間内に終わる必要があり、各戸は互いに共同作業をやりながら順に仕上げてゆくのである。したがって一戸については一時的にできるだけ多くの労力を得ようとし、それが各家とも同じ条件となるので労働力をいかに確保するかが、一つの問題となるのであって、すなわちユイガエシを頼む相手が多ければ仕事が楽となり、その関係相手を定めておくことが必要となる。ユイガエシを頼むに易い関係を見る

と、(1)親戚(兄弟、イトコまで) (2)親分子分(相互) (3) 近隣 (4)友人仲間 (5)本家と分家(相互)となる。ここで注意すべきは(2)、(5)のばあい、子分が親分、分家が本家の作業をやるのみではなくて、親分が子分の、本家が分家の作業もするのであって、一方的な関係ではないことである。…ユイガエシは焼畑作業以外(たとえばカイト畑の下肥運びなど)にもあり、また、播種にテマを借りて山畑の草取に返したり、ソバマキに手伝って貰って栗マキに手伝って返すこともあるが、同一作業において返すのが原則となっている。…以上見るごとく、主として焼畑耕作において労働力確保のため、各家相互の緊密な結束が必要であるが、そのために有利な条件となるのは、姻戚関係、親分子分関係である。前者の関係を結ぶにおいては年齢的に制限があり、また本人の意志も関係するので容易ではないが、後者の場合は前者よりは比較的容易である。これまた北村・原村においても類似した状況は十分想定されるものと思われる。一応留意すべきと思われる。

④家族:

この指標に関するデータの収集も十分ではない。また、先の青柳もこの点については何も報告していない。限られたデータからの立論となることをお断りしたうえで話を始めたい。

家族構成がわかる10戸(すでに報告のように、ムラの総戸数は54)の場合でみると、直系家族類型に属するものは4例、夫婦家族類型は5例、残りの一つは単身戸である。直系家族の4例の内、女子が相続者となっている例は1例のみ(長女)であり、その理由は、キョウダイに男子がいなかったためである。後述の背景から考えて極めて例外的な事例と思われる。また、男性が相続している場合、そのキョウダイ構成には十分な調査が及んでいないが、インタビューの会話から察するにみな長男と思われる。「E. 仮親子関係の構造原理」で触れたように、当地の相続慣行は、男子がいなければ養子、婿養子を得ても男子による相続を図るとするほど、少なくとも理念的には男系重視の価値観が認められ、

特に長男による一元的な家財産の相続が最高の理想とされてきた。一方 次男以下の男子はムラ外に職出し、女子は嫁出するのが一般的であった。 従って、おそらく拡大指向型の家族は歴史的にもほとんど成立したこと はなかったと推測される。なお、分家の原則については、残念ながら全 く未調査である。

夫婦家族の5例は、1例を除いて、すべて老齢の一組の夫婦からのみなる事例である。急激な過疎化の進行によって、相続対象とされる子供も含めて、子供達が次々に離村していった結果であり、近く絶家となるか、相続対象であった子供の所へ転居するかという選択に迫られている。本来的には、理想とする家の継承と存続=長男夫婦との同居を体現することが望まれていたことをご報告しておきたい。

以上を総括すると、当地の家族の特色は、基本的に蒲生の言う「現状 維持型」に合致しているものと判断できよう。

⑤婚姻体系:

家族の特色を考察する過程でもはや明らかなように、当地の婚姻体系もヨメイリである。すでに「D. 仮親子関係の諸相」の中で、婿養子の場合の婚姻の事例をご紹介したが、青柳がより一般的な嫁入りの事例を前掲論文の中で報告しているので、参考にみておくことにしたい。

「本村の場合には、〈婿側が嫁の親分を頼む〉、婿養子の場合には〈嫁側が婿養子の親分を頼む〉ということが非常に明確な一点である。婚姻儀礼はまず〈婿入り〉それから〈嫁入り〉の二度の儀礼によって特徴付けられていて、婿養子の場合はそれが反対の順序で行われる。わずかながら〈足入れ〉も同地域に認められている。ただしこの場合の足入れは、秋の収穫後にでも正式の嫁入りを行うことを前提として、ひとまず足入れをして婿の家に住めるようにするためだという。経済的理由で、正式の嫁入りはしばしば省略されている。まず、嫁の家へ婿側の仲人、ソエ婿、ムカイ女、婿及び嫁の親分と親類一人二人が出掛ける。嫁側の仲人の家でひとまず休んでから嫁の家に行き〈婿入り〉が行われる。この席上嫁側には嫁、ソバ嫁、仲人、嫁の名付親、親類代表が並ぶ。〈婿

入り>の席から婿とソエ婿は一足先に帰る。<婿入り>が終わると、同じ日に<嫁入り>が行われる。」

筆者の報告した事例とも考え合わせ、仲人(親)が婚姻成立に果す役割の重要性は疑う余地がない。また、足入れの問題が出てきたが、多少のコメントを加えると、筆者が耳にした足入れの事例もおよそ青柳の報告する所と大差はなかった。本来的な意味での足入れというより、当地における生活の現実的な都合を優先した便宜的対応と判断する方が適切と思われる。少なくとも、筆者が調査した限りでは、相当期間の妻問いや嫁の引き移りの儀礼は認められない。

なお、ムラ内婚率についても、筆者も先行研究も十分な検討に及んでいないため、この点も上湯島の場合を合わせて参考にみておくこととしたい。明治以前から昭和26年までのデータの平均で、約72%の報告(15)が寄せられている。著しく高いムラ内婚率と言えよう。既述のように、少ないデータながら筆者の調査から判明した当地のムラ内婚率は約59%であった。こうしたデータを総合的に考察し、伝統的なムラ内婚率を6割強と推測することは適当と考える。

⑥イデオロギー:

このような家族や婚姻をめぐる特色から考えると、北村・原村の人々を規制する主要なイデオロギーは、「状況不変」と言えそうに思われるが、当地の社会構造の形成に重要な影響を与えているとみられる仮親子関係は、明らかに個人本位に作られる関係であって、古くなった親戚関係の再構築、相互的な生活支援ネットワークの確立、ムラ内の権威構造の支持といった目的は共通であっても、誰をどのような仮親に選定するかに、一貫した原則は存在しない。その時々の状況によって変化のある対応が認められる。これは明らかに「状況可変」のイデオロギーと言わねばならない。既述のように、仮親子関係には親族関係の要素も含まれているが、主として地縁的関係である。家の存続に関する場面とでは、異なった価値観が機能する事実に注目しなければならない。

⑦親族体系:

当地における親族認識の基本となる概念はジルイとシンセキである。前者は構成戸の数が少なく、相互の結び付きも比較的緩やかなことで知られるジルイ型同族である。従って、祖先中心的に組織された親族組織が存在することになる。これに対し後者は、出自、血縁、姻戚、あらゆる関係の親戚を網羅する概念であり、各家ごとに異なる範囲を持つは、自てedである。残念ながら、ここに包括されてくる家にどのような関係でたどられるものが多いのか、世代深度はどの程度か等、各戸ごとに具体的に把握する調査は手付かずであり、何らかの傾向性を抽出するに至っていない。しかし、自己(家)中心的に組織された親族組織もまた存在することは明らかであって、当地の親族体系は、蒲生のいう出自集団と親類の共存するものの内の、「同族を形成する」パターンに該当すると考えられよう。

果してジルイとシンセキのいずれがより一層重要な親族組織であるかについては、たとえば祭祀的な場面を含め、親族の交流が積極的に認められる状況の下で、両者の割合の比較等が行われていないため、十分な考察の手掛かりを欠いているが、上湯島の例を参考に考えてみると、少なくとも日常的な共同労働の場面では、シンセキがその対象として明らかに優位に立っているとみられる。認識される範囲もシンセキの方が世代深度は古い。相対的にみて、シンセキの方に一層の重きがあると判断されよう。

⑧村落構造:

上述のジルイは、筆者の極めて限られた調査によっても、ムラ内に7例が知られる。これらだけですでに全戸の3分の1弱が何らかの同族関係の中に取り込まれていることが判明する。調査が進めば、この割合は一層拡大していくことであろう。ジルイが村落構造の形成に相応の影響力を有することは疑いない。この点から、同族制村落と判断することもありえようが、筆者はこれを保留したいと思う。すなわち、親分子分関係の学史を振り返る中で指摘したように、親分子分関係が主要な村落構

造の規定要因である可能性も考えられるからである。特に、ジルイは集 団として存在しても、その統制や機能は弱く、当地のように、仮親子関 係の発達が顕著なムラにあっては、ムラ内の社会的関係の促進には、む しろ複数の仮親子関係の方が寄与している可能性もあろう。また、両者 は各々異なった場面でイニシアチブを発揮しており相補的に村落構造を 形成している可能性も考えられる。筆者は、ジルイの機能の細部を確認 するに至っておらず、この比較は大変困難である。特に、両者の機能が 重複する可能性が大きいとみられる日常生活上の互助協力の場面等で、 現実にはどのような対応がみられるのか。各々の力関係や機能の分化等 を分析することにより、一定の展望が得られると考えるが、なお今後の 課題である。また、ジルイが家を単位とする関係であるのに対し、当地 の仮親子関係は個人的なつながりであるという違いをめぐる扱いも考慮 しなければならない。いずれにしても、当地の仮親子関係は同族を構成 する本分家間の関係強化なり、本家の権威を積極的に支持する等の機能 を必ずしも持つものではなく、同族に付随する立場において本質を把握 することはできない。

以上のような考察から、筆者は一つの仮説として、「(拡散的構造の) 親分子分制村落」=たとえば、同族制村落にあって、本分家間の著しい 上下的主従関係という、また、年齢階梯制村落にあって、年齢に基づく 人間関係の構造という基盤となる社会関係を一層強化するためではなく、 親分子分関係それ自体が村落構造の主要な規定要因となっている村落、 を概念化することとし、これによって、当面北村・原村を同族制と(拡 散的構造の)親分子分制の併存するムラと把握しておくこととしたい。

問題は、同族と親分子分関係のいずれがより一層強い規定要因であるかにある。これまでの考察から明らかとなった諸点に基づけば、まず共同労働の場面では、親分子分関係の方が本家分家関係よりも共同の対象として選択される傾向が大きいとみられる。また、仮親に選択されるのは、本家分家関係の家々=同族よりも、主としてシンセキである。親分子分関係は、当地においてより重要とみられる親族組織と対応的な関係

にある。婚姻の成立、婚姻儀礼の執行には複数の仮親が不可欠な存在として関与するが、同族のメンバーにこうした固有の役割はない。親分子分関係が同族よりも重大な影響力を持つ規定要因であることは明らかと思われる。

⑨典型的社会体系のパターン:

最後に、これまで検討してきた様々な指標の特色を整理し、北村・原村の社会体系のパターンを示してみたい。すなわち:

現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族/親分子分・状況不変/状況可変イデオロギー

と表現されよう。これまた蒲生が提示したいずれのパターンにも該当しない。

脚注

- (1)上野和男 1975 「日本村落社会における親分子分関係の構造」『政経論叢』 (明治大学政治経済学部) 43巻6号
- (2) 当地の人々はこれらの家を「有力な家」と称して紹介することが多い。当地では一般に創設年代の古い家ほど権威ある家と見なされる傾向にある。なお、クケンクマサは明確には特定できず、筆者の調査では、世帯番号H5、H6、H14、H17、H26、K1、K4、K8、K13、K18の計10戸が13戸に属するインフォーマントからそれと指摘された。この内H5、H6、H14は各々3戸から指摘を受けており、比較的その可能性が高い。
- (3)同じ山林を共有する同類同士といった意味か。
- (4)新たな婚姻によるさらなる姻戚関係の設定に当たり、少しでも血 のつながりを重視した同類意識が前面に強調されてくるということ か。
- (5) 従って、結婚式当日は、4人の仲人親と共に最大計8人もの仮 親が姿を見せることになる。しかし、役割の違いが意識されるの

か、どちらの格が上という位置付けはないと言われる。

- (6)親分の機能を考えれば、相応の経済力やムラ内での影響力が考慮 されたはずであり、おそらくそのためと考える。
- (7) 実際、親分とされた家にクケンクマサは2例(K18、H6)しかないが、単に家の創設が「古い」という権威だけでは経済的援助はできず、親分として期待される機能を十分に果せないと判断される場合もあるからであろう。
- (8)上野和男、前掲論文
- (9)筆者が分析したところでは、近い親戚が仮親に選択された例はわずかに3例しかない。すなわち、①K20で、K13(シンヤ=分家)が世帯主の仲人親に選択された例。②H3で、H13(世帯主のオバの家)が世帯主の名つけ親・親分に選択された例。③H12で、H6(本家)が世帯主の名つけ親・親分に選択された例。以上である。
- (10) 本稿の基礎となったデータは、1989年9月20~24日の五日間に渡り、明治大学政治経済学部・穴田義孝ゼミナール(社会心理学)の村落調査に便乗して収集されたものである。
- (11) 一方女子は、すでに紹介したムラ内婚率の高さに示されるように、 主としてムラ内に婚出する傾向にあった。従って、必然的にムラ内 には女性のキョウダイやその他の親族が男性のそれよりも多くなる 傾向にある。
- (12) 上野和男、前掲論文
- (13) 服部治則 1980 『農村社会の研究』 御茶ノ水書房 PP. 348~349
- (14) 服部治則 『前掲書』 PP. 42~44
- (15) 服部治則 『前掲書』 PP. 16~17

終章

第1節 畑作文化の地域性一雑穀を指標とする畑作文化

さて、ここで本論第1部の議論を総括してみたいと思う。表57を御覧いただきたい。この表は、2段構成となっている。前段は第1節の様々な議論を整理し、東北日本畑作農村では、どのような畑作物が主として栽培されているか。そこに暮らす人々の食生活の中心を支えるものは何か。更に、畑作の民俗が顕現しやすい代表的なハレの場面(大区分で11項目、小区分で24項目となる。)で儀礼的に重視される作物は何であるのかを、模式化して一覧としたものである(')。さらに、一部の行事については、その背景をなす意味を参考として紹介した。また、雑=雑穀類、麦=麦類、豆=豆類、稲=稲類、根=根菜類を意味している。後段は、第2~5節の議論を整理して、四つの事例村で、どのような作物が主に栽培されてきたか、人々の伝統的な主食は何であったか。前段同様、儀礼的に重視される作物は何であるのかを一覧としたものである。前後段のデータを逐次比較しながら、東北日本畑作農村の畑作文化の特色をまとめてみよう。

まず東北地方では前段の表に登場する作物類は、雑穀類(アワ、ソバを含めて10件)、麦類(3件)、豆類(大豆、豆の豊作祈願を含め13件)、根菜類(1件)稲類(モチ、ダンゴ、稲の豊作祈願を含め18件)登場しており、畑作物では、特に雑穀類(個別名称が登場するのは、ソバとアワのみであり、これらの突出した重要性を窺うことができる。)と豆類が重視されているとみられようが、ハレの儀礼的な場面では、稲類が卓越して利用される傾向にあることが判明する。しかも、一記号が四つの項目で認められることは、明らかに突出して価値指向される作物が登場する場面が多いことを示唆しており、一記号が1項目にしか認められない中部地方と比べると、とり分け特徴的である。なお、関東地方では、一記号は3項目に見られる。また、>記号が6項目で認められるのも東北地方で、関東地方の3項目、中部地方の1項目に比べ、明らかに多い。ここでも儀礼的に重視される作物(価値指向性)が比較

的明確であることが示唆されており、全体的にこの地方の特色であることが見通される。さらに、一記号は小正月に集中しており、東北地方の小正月が多様な作物の豊作祈願の場であることを裏づけている。

後段に目を移し、大石田、南沢、毒沢のデータに注目すると、三つに 共通する主要栽培作物はソバとアワ=雑穀類であり、日常の主食にもほ ぼ同様なことが言える。但し、儀礼的な観点から共通なのは大豆・小豆 =豆類であることがわかる。マクロ、ミクロ双方の視点から雑穀類と豆 類の重要さが確認される。しかし、儀礼的に稲が重要視される傾向が比 較的顕著なのは毒沢のみで、前段が示す傾向とはニュアンスが認められ る。

関東地方に注目してみよう。ここでは、麦類(小麦を含めて11件、雑穀類(アワ、ヒエ、ソバを含め6件。内ソバが3件であり、特にソバの重要性が明確である。)イモ類(6件)稲類(モチ、粥を含め13件)豆類(小豆を含め4件)登場している。この地方も東北地方ほどではないが、儀礼的な場面で、結構稲類が重視されていることがわかる。畑作物では麦類が卓越していることは明確である。ほぼ通年で行事に登場しており、人生儀礼での利用も多いとみられる。続いて雑穀類とイモ類ということになろうが、イモ類が6件も登場するのは関東地方のみで、麦類とともに、この地方の指標となる作物類である。一方豆類は4件の登場に止まり、東北地方と著しく対照的である。

| 記号が12項目で認められ、多様な価値観が並立する特色を示唆している。特に、大正月、小正月と盆から秋にかけて集中する点は注目されよう。また、稲類の加工方法として粥が認められるのもこの地方のみであり、特徴的である。残念ながら事例村に関東地方のものはなく、ミクロな検討ができない。今後確認を必要とする課題とさせていただきたい。

では、中部地方はどのような状況になっているであろうか。同様な手法で分析してみると、雑穀類(ソバを含めて7件)、麦類(ウドンを含めて5件、豆類(4件)、稲類(モチをふくめて11件)、イモ類(1

件)、根菜類(1件)の登場が認められ、やはり儀礼的な場面では稲類を利用しようとする姿勢が見られるが、三つの地方中、その登場する頻度は最も低い。もしくは他の作物類が登場する頻度との差は少ないと言えよう。畑作物の中心は、雑穀類が占めているが、麦類、豆類か登場する頻度との差は比較的少ない。「突出するものなし」との表現が三つの項目で見られるが、正に抜きん出ている作物類を特定するのが難しい状況にあると言わなければならない。一記号が1項目にしか認められないことも示唆的である。複数の価値観が錯綜した状況と考えられよう。

後段に目を転じてみると、山梨県の北村・原村の場合、栽培作物の種類の豊かさが、まずもって印象的と言えよう。三つの項目すべてにモロコシが登場するのは、すぐれて個別な特色であるかもしれないが、日常の主食料としては麦類を、儀礼的には雑穀類とイモ類を用いるというふうに多様な栽培作物を巧みに使い分けている様子が確認されるのであり、一貫した価値観の判断はここでも難しいものがある。

改めて三つの地方の特色を整理してみよう。畑作物のみに限定して考えてみると、現実の日常生活のレベル、儀礼的なレベルの双方において、東北地方では雑穀類と豆類が関東地方では麦類、雑穀類、イモ類が、中部地方では差は少ないものの、雑穀類、麦類、豆類が指標となる作物とみられる。すなわち、三つの地方にすべて共通するのは雑穀類ということになる。正しく東北日本の畑作農村で培われた畑作文化を特色付ける作物類、もしくは一般的に指標となるものは雑穀類であったのである。もう少し厳密に言えば、これまでの考察から、特にソバとアワがその核心的な作物であると判断されよう。

逆説的な見方をすれば、イモ類は東北日本の畑作文化を特徴付ける指標化作物ではないということになる。これまでの多くのデータ上の裏付けとそれに基づく分析や考察が明らかにしてきたように、その影響が一定限認められるのは、関東地方のみである。少なくとも三つの地方の中で最も温暖とみられ、大半を照葉樹林生態系が占めている関東地方だからこそ、そこで培われた文化の影響が北関東に比較的強く反映したので

あろう。

本研究のそもそもの問題意識に立ち返って考えて見よう。坪井洋文は、 稲作文化と畑作文化を日本の複合的農耕文化を形成する等価値の柱と考 えた。そして、多様な畑作物が存在する中で、特にサトイモを軸とする イモ類を核心的な要素と位置付けた。そして、東北地方では、サトイモ を主体とするイモ類(山イモ=トロロイモを除く)が儀礼的に登場しな い背景を、それが栽培されにくい生態的な条件に求めて説明してきた。 しかし、これまでの検討から明らかなように、東北地方を含む東北日本 においても、まずもってサトイモは栽培不可能なわけではない。それ以 上に重要なことは、東北日本では、各種の儀礼的な場面において重視さ れる作物類がイモ類以外のものであるという事実である。つまり、イモ 類が儀礼的に登場しない(否、栽培をタブーとする慣行が報告される。) とすれば、それは文化的な選択の問題であったのである。東北日本には、 イモ類以外の作物類に価値指向する、別なタイプの畑作文化が広く分布 しており、この力がイモ類を阻止してきたとみるべきである。筆者は東 北日本にみられるこの異質な畑作文化を、「雑穀畑作文化」と命名する こととしたい。稲のカウンターパートはイモではない。否、もう少し厳 密に言うなら、カウンターパートとなりうるものは複数あり、イモはそ の一つにすぎないということである。正に多様な畑作物が生み出す多様 なカウンターパートの存在可能性を強く訴えておきたい。それは同時に、 異なったタイプの畑作文化の地域的分布の問題でもあり、日本全国を広 く見渡した時、畑作文化の地域性を問うことの可能性を示唆するもので ある。

このことを念頭に置きながら、雑穀畑作文化の輪郭をもう少し明らかにする努力をしておきたい。ソバ、アワを中核に、雑穀類によって指標化される雑穀畑作文化はナラ林帯が植生分布する東北日本に広がっている(2)。そこには同時に、特に豆類、麦類という補助的な指標化作物が存在し東北日本地域の一部に一種の小文化圏をも形成している。最も明確なのは、北関東地方であろう。一般的指標たる雑穀類を上回る麦類の

強い影響が認められる地域であり、イモ類の力も比較的反映している。 筆者はここを雑穀畑作文化の亜類型である「麦小文化圏」と呼ぶことに したい。一方、東北地方の日本海側内陸部には、豆類を地域的指標とす る小文化圏の存在が予想される⁽³⁾。さらに、東北地方には、カブや大 根等の根菜によって指標化される小文化圏もありうるのではないかと筆 者は考えているが、仮説の域に止めておきたい。

また、雑穀畑作文化は養蚕や堅果類の採集とも適合的であって、これらの生業との間でも文化複合を積極的に形成してきたとみられる。初午の行事の意味付けや、南沢のワタカケモチ等、示唆的な要素であろう。 雑穀畑作文化の一層の解明に向けて、今後こうした側面へのアプローチも必要と思われることを指摘しておきたい。

脚注

(1)できるだけわかりやすくするため、幾分強引な整理となった点の あることを率直に認めておきたい。また、儀礼的に登場する作物が 顕著に加工品の形をとる場合、モチ、ウドン、等、その名称を用い て紹介してある。また、ある作物類の中でも、特に頻出する作物が ある場合は、アワ、ソバ等、その名称を記すことにした。

栽培作物と日常の主食は現実の日常生活における重要性を考察する視角であり、他は観念的、理想的な次元での重要性を考察する視角であることは言うまでもない。

- (2)従って、ナラ林文化のサブカテゴリーとなりうる可能性が考えられよう。
- (3) この小文化圏は、岩手県の内陸部から青森県南付近にも広がっている可能性があることを、特に第1節のデータから予想している。

第2節 東北日本畑作農村の社会構造の特色

A. 類型試論各指標項目ごとの比較 - 東北日本畑作農村社会の類似性 と差異 -

筆者は、序論第3節G7を「東北日本畑作農村社会の類型試論」とし、 東北日本畑作農村の社会構造分析の枠組を提示した。すなわち、東北日 本畑作農村社会を大きくは二つ(「1」「水平的な村落統合・各戸相互 の連帯のシステムを発達させていないもの」と「2] 「同じく発達させ ているもの」)、細かくは三つ(上記の[1]に対応する「本家による タテの統制力の弱い同族のみによる村落統合が認められるもの」=「本 家の統制力の弱い同族型」(便宜上「同族型」と略称)、上記の[2] に対応する「村組的な性格を持った契約講による村落統合が認められる もの」=「村組的契約講型」(便宜上「契約講型」と略称)、「拡散的 構造の親分子分関係が村落構造の主要な規定要因の一つになっていると みられるもの」=「拡散的構造の親分子分関係型」(便宜上「親分子分 関係型」と略称)に類型化して把握する考え方であって、それら各々の モデル村(「同族型」=大石田、「契約講型」=南沢と毒沢、「親分子 分関係型」=北村・原村)を設定した。そして、「指標となる畑作物」、 「共有財産の有無」、「共同労働」という独自な指標に加え、日本の伝 統的社会構造をめぐる蒲生正男(1982)の理論を作業仮説とし、そ こで採用された六つの視角を指標として加え、各事例村の実態を検討し てきたのであった。本論第Ⅱ部各節の最後の項となっている「総括」は、 専らそのための記述に当てられている。

そこで、社会構造論をまとめるに当たり、まず、これら各「総括」の 内容を相互に比較し、東北日本畑作農村に共通する特色と差異を確認し てみたい。

①指標となる畑作物:

大石田の場合は、ソバ、アワ、キビの雑穀類と小豆、南沢の場合は、

食糧になるものに限ってみると、大豆、小豆の豆類、ソバ、アワ、ヒエの雑穀類とカブ、毒沢は、大豆、小豆の豆類、麦、ソバ、キビの雑穀類と大根、北村・原村は、儀礼的にはアワとキビが重要とみられるが、豆類、雑穀類、麦類、イモ類、根菜類と多様な畑作物の利用が特色であった。

ここで注目されるのは、何等かの畑作物栽培と何等かの村落構造との間に、顕著な対応関係が認められるか否かにある。「契約講型」のみられるムラで、幾分カブや大根など根菜類が指標化する傾向があるようにみえるが、たとえば、宮城県、岩手県南部等、契約講が多く分布するその他の内陸部ではどのような状況か、未確認な現状では安易に判断はできない。今後の研究の展開において、留意すべき要素と認識しておきたい。その他、両者間に特別な対応関係とみられる点は、四つの事例からは確認できないように思われる。多くの事例の集積を得て、将来的に再考してみたい。

②共有財産:

大石田には、土着の53戸による明確な入会地としての共有林が認められた。南沢では、オオハヤシと呼ばれるムラの共有林が保持されてきたが、実際には天領であった国有林の利用がより一層重要であり、前者の存在価値は限定的であったとみられる。毒沢では、ムラの共有財産は認められない。近隣の国有地が、実質的な共有地として機能してきたのであった。北村・原村の場合は、ムラの周囲の山林が各戸が平等な利用権を有すると思われる共有地であった。そこで、四つの事例について総括的に考えてみると、共有財産(実質的には共有林)の保有と利用に一定の明確な規制が施されていたのは、「同族型」に属する大石田のみで、「契約講型」と「親分子分関係型」のムラにはこうした特色は認められない。水平的な村落統合・各戸相互の連帯のシステムを発達させていないムラといるムラのはっきりとした違いと言えよう。

③共同労働:

大石田における共同労働は、田植え、薪の運搬、葬式、屋根がえに代

表される。この内実態が比較的明確な田植え以外の三者について検討してみると、共同の対象になっているのは、近所または隣組か親類である。イッケマキ=同族が発達していながら、本分家間の共同は積極的な報告がない。(すでに言及したように、親類の中に含まれているかもしれないが)一部輪番制の運営も認められる。いずれにしても、地縁的な関係が重要な役割を果しているとみられることをすでに指摘した。

南沢においては、カノと稲作、葬式と屋根の葺き替えの場面での共同が報告されている。この内カノの共同は例外的であり、その他の三つの場合を中心に考えてみると、まずもって葬式と屋根の葺き替えは契約講の機能であり、各戸相互の対等・平等な協力と輪番制が特色である。これに対し、稲作の場合は、特に水利管理のシギブクロヅトメと呼ばれる世話人制度が注目されることになるが、この役を恒常的に担当する家が決まっている例は、それこそ例外的であり、年単位の持ち回り交替制となっていることを報告した。要するに、南沢の共同労働は、田の隣接や契約講を契機とする地縁的な関係を軸に展開しており、リーダーシップの交替が特色であることを指摘した。

毒沢における共同は、生業の場面では田植えと稲刈りに集中しているが、主たる対象となるのはシンセキか近隣であり、同族が存在しながら本家やマキの仲間が常に優先するとは言えない点や、通常分家の側の一方的な労働奉仕とならず、対等な労働交換に近いものとなる点で特徴的であった。また、その他の共同では、日常生活用具や農具、物資の貸し借りと祝儀・不祝儀の際の協力が知られる。前者は、本家・分家、その他何等かの社会的な立場の違いにかかわらず互恵的な点で特色がある。また、後者は契約組の機能となっており、毎年輪番で世話役が交替するシステムとなっていることを報告した。

北村・原村の場合は、筆者も先行研究も十分な調査に踏み込んでおらず、細部に渡って特色に言及することはできないが、本分家間の労働交換や分家による労働奉仕も限定的であったとみられることを報告した。 しかし、近隣の生態的・社会的条件の類似したムラの場合を参考に考え てみると、特に、焼畑の様々な作業においては、本分家関係の家同士及 び親分子分関係の家同士の間で、相互に対等な内容の協力が成立してい た可能性が高いと推測される。

以上から東北日本畑作農村の共同労働の特色をまとめてみると、いずれの場合も同族が認められながら、本分家間、もしくはもう少し大きな概念として何等かの親族関係よりも、地縁関係を契機として展開している点であろう。特に、「契約講型」のムラの場合は、加えて輪番制や互恵的な対応が積極的に制度化されており、対等・平等な関係での協力とリーダーシップの交替が顕著とみられるのである。

4)家族:

大石田の家族は、今日的には長男夫婦との同居を基本とする直系家族が支配的な家族類型となっているが、少なくとも戦前までは、複数のキョウダイ夫婦の同居による、傍系家族的な大家族がかなりみられたものと推察され、歴史的には拡大指向型のものが多くあったが、次第に現状維持型に変化してきたとみられることや、長男相続を基本としながらも、姉家督慣行の存在に、なおも一部拡大指向型の要素が認められることを指摘して、拡大指向/現状維持型家族と分類した。(/:「並立」を意味する。以下同様)

南沢の場合は、長男相続を基本に、姉家督慣行は認められるものの、 歴史的には夫婦家族、直系家族が主体であり、拡大指向型の家族が形成 されたことは稀であったとみられることを指摘し、基本的な性格におい て、現状維持型家族と分類した。

毒沢においても姉家督慣行は認められるが、伝統的には、次男以下は 分家か職出、女性は嫁出に指向しており、長男残留型の直系家族が理想 とされてきた。歴史的な状況を含めて、基本的には現状維持型の家族が 支配的であったとみられることを指摘した。

北村・原村の場合も、伝統的に次男以下の男子はムラ外に職出、女子 は嫁出が一般的であり、親夫婦と長男夫婦の同居による直系家族の形成 が是非とも実現すべき最高の理想とされてきたことに言及し、当地の家 族慣行は現状維持型を基本とするものと分類した。少なくとも「契約講型」の場合よりも同族に適合的な直系家族慣行と思われる。

以上を総括すると、拡大指向型の家族慣行が認められるのは、「同族型」のみであり、水平的な村落統合・各戸相互の連帯のシステムを発達させている「契約講型」と「親分子分関係型」のムラでは現状維持型が基本となっている点で特色が認められる。また、「同族型」と「契約講型」には、姉家督慣行が伴う共通性が判明するが、研究上注目を集めてきた慣行であり、この相関関係の意味するところは慎重な検討が必要である。たまたま事例村にのみ適合することなのか、より一般化できることなのかについては、これまた事例の集積を待って、今後再考させていただきたい。

⑤婚姻体系:

四つの事例村すべてヨメイリである点で完全に共通している。あえて言えば、特に仲人をめぐって、北村・原村=「親分子分関係型」では、婚姻成立の仲介者、婚姻儀礼執行の中心としての役割が、その他の三つの事例村よりも複雑で、重きがあるとみられよう。村落構造を規定する主要因である親分子分関係を代表する仮親の一つとしての仲人(親)と位置付ける意識が、一定の影響を与えているのではなかろうか。本来的な意味とは異なるが、一種の足入れがみられることも特色の一つである。また、大石田=「同族型」の場合もはっきりと仲人と位置付けられる人物がおり、既述のようにその役割には重要なものが認められる。婚家の強い「家」の規制の下で、ヨメとなり、やがて世代交替してシュートメとなっていくヨメイリ婚姻体系の特色が三つの型の中で最も強く顕現していると判断されよう。これに対し「契約講型」では、縁結びの主体として、また、婚姻儀礼執行の中心としての仲人の位置付けには曖昧さが残り、一つの特色が確認される。

⑥イデオロギー:

大石田では、共同労働の場面で、地縁関係を重視した臨機応変なリー ダーシップの交替、すなわち、状況に応じた対応が一部認められるもの の、一定の原則を確立したものではなく、規範的な価値観は、特に家族・ 婚姻慣行に強く反映している「状況不変」のイデオロギーとみられるこ とを指摘した。

南沢の場合は、「家」の維持と不可分の関係にある家族や婚姻の面で、特に「状況不変」のイデオロギーが明確な一方、共同労働・互助慣行、ムラの自治の面では、輪番制や多分に対等・平等な対応が目立ち、地縁的な関係において、「状況可変」な価値観の優越が明らかであることを指摘した。

毒沢は、基本的に南沢と同様な状況にあり、家の内部構造にかかわる面では一貫した価値観を保持しようとする姿勢が強いが、地縁的な面では「状況可変」な対応が目立っている。但し、南沢と異なり、家格という価値観が一貫して強く機能する特色があり、一つ一つは対等・平等な各戸の連帯を構成原理とする契約組が三層に構造化されている事実に、このことが象徴されている。「状況不変」・「状況可変」双方のイデオロギーが巧みに組み込まれていることに留意する必要があろう。

北村・原村の場合もまた、家族や婚姻慣行には「状況不変」のイデオロギーが強く反映しているとみられるが、特に、村落構造の形成に重要な機能を有するとみられる親分子分関係の設定に当たり、具体的に誰をどのような仮親に選定するかには、厳密な原則は見当たらない。多分にその時々の状況による対応の違いがあることを指摘した。当地でも、指標となる場面の違いによって優越するイデオロギーが異なる特色を抽出することができる。

以上を総括すると、指標としたあらゆる場面で単一のイデオロギーをほぼ一貫して機能させているのは大石田=「同族型」のみであり、「契約講型」と「親分子分関係型」では、「家」の維持に深くかかわる家族・婚姻慣行の場面では「状況不変」なイデオロギーが一貫して保持されているが、家と家との関係、地縁的な関係では、むしろ「状況可変」なイデオロギーが支配的であり、明らかな特色を生み出していると言えよう。特に「契約講型」では、契約講によって、これが一定の規則性を伴って

制度化されており、親分の選択に任意性を残している「親分子分関係型」と違いがある。

この結果、蒲生正男(1982)の理論では把握しきれない実態が抽出されることとなり、「状況不変/状況可変イデオロギー」という新たなカテゴリーの設定の必要性が認識されることとなるのである。

⑦親族体系:

いずれの事例村も、出自集団と親類の共存する親族組織の内の、「同 族を形成する」ものである点で共通している。このレベルでは、「同族 型」、「契約講型」、「親分子分関係型」それぞれに固有の特色は抽出 できない。問題は個々の型の出自集団なり、親類にどのような特色が抽 出できるかということになろう。まず、出自集団である同族について考 えてみると、「同族型」、「契約講型」の場合は、いずれもマキ型の一 種とみられるが、主に水田稲作農村で発達している典型的なものに比べ、 本家の統制力が明らかに弱体である点で共通している。しかし、前者の 同族がなおも村落統合の主体的な力を保持しているのに対し、後者には それが認められない。否、その実態は多分に仲間型同族(1)の一種と考 える方が適切と思われる。一方「親分子分関係型」の同族はジルイ型で ある。同類とも呼ばれるこの型の同族もまた、本家の統制力が弱く、本 分家関係が対等に近い点で特色がある。同族を構成する家の数も極めて 少なく、「契約講型」の場合同様、村落統合の主体的な力は認められな い。全体として、東北日本畑作農村の同族は、本家による統制力が弱体 で、本分家の立場が比較的対等な点で共通した特色を持っているとにみ られる。

次に、親類を考えてみよう。親類の実態について調査の進展した南沢と毒沢=「契約講型」についてみると、いずれも実際的な親族の組織化には、patri-lateral的な特色があることが判明した。本来父系出自による組織化を特色とする同族であるが、その統制力が弱い状況の下で、補完的な役割を担っているのではなかろうか。一方大石田=「同族型」のシンルイは姻戚関係とほぼ同義であり、妻方・母方の関

係戸が主として組織されているとみられる。北村・原村の場合、十分なデータの収集に及んでいないため、近隣の関係村の事例を参考に考えておくこととしたい。残念ながら、これまでしばしば比較対象としてきた上湯島についても適当なデータが見当たらない。同じ拡散的構造の親分子分関係を有し、生態的・社会的条件が類似する山梨県中巨摩郡敷島町下芦沢の場合を参照すると、世代的に固定的な家関係であるジワケに対し、世代的に移行を繰り返す、父方母方の双方に広がる権利義務関係をもつ人々の関係としてシンルイマキの存在が報告されている(2)。同様な状況を想定することは困難ではなかろう。

以上を整理してみると、特に親類は、実際的な親族の組織化において、三つの型各々に明らかな力点の置き方の違いがあることが判明する。より一層制度的・規則的に「水平的な村落統合・各戸相互の連帯のシステムを発達させているもの」ほど、もしくは同族による主体的な村落統合が弱いものほど、父系的な偏重が明確になる傾向を示していると言えよう。

最後に、親族関係において、出自集団と親類のいずれにより一層の重要性が認められるかを各々の事例村の場合で検討してみると、出自集団に重きが置かれているのは大石田=「同族型」のみであり、その他の事例はすべて親類の方に重きがある。特に日常の生活における互助や共同労働の場面でこの傾向が大きい。毒沢=「契約講型」のマキは、婚姻や葬儀といった儀礼的な場面で幾分存在を顕現させる。また、南沢では、一部のマキの氏神祭祀の場面で同様な傾向が認められるが、北村・原村=「親分子分関係型」では、こうしたことも希薄である。但し、北村・原村の親類であるシンセキは、認識対象となる家の世代深度が古く、他のいずれの事例よりも多くの家を組織しているものとみられ、一つの特色を示している。

⑧村落構造:

大石田では、同族の本家が山林地主である場合が多く、仮に、特に水 田を多く所有する平地村の同族本家ほどではないにせよ、弱い統制力な がら分家に一定の支配的影響力を発揮して、同族を統制することが可能であったとみられる。村落統合の主体的な力が複数の同族において担われてきたと判断することから、基本的に同族制村落と分類した。言わば、筆者は細部の特色を考慮して、こうした同族制村落である畑作農村に「本家の統制力の弱い同族型」を類型化したのである。

南沢の場合、村落統合に資する主要な力が、異なった原理に立つ同族と契約講の双方によって構造化されているとみる立場から、蒲生正男(1982)の理論では提示されていなかった「同族/当屋制村落」を概念化し、ここに分類した。この場合、二つある契約講の関係は、概ね最大のマキ対その他の二つのマキの連合、総本家とその2番目以降の分家連合対本家とその分家連合という要素が複合した構造を示しているが、いずれかの契約講が立場上上位に位置付けられたり、相互が支配従属といったタテの関係には構造化されていない。否、両者の関係は平等であり、同族的な統制は毒沢よりもはるかに弱体とみなされる。同族よりも契約講が村落構造の主要な規定要因になっているとみられる。

毒沢の場合も南沢と同様な判断に立脚し、これを同族/当屋制村落に 分類した。しかしながら、毒沢の契約講は、本家格の家からなる本家組、 分家格の家からなる二番組、末家格の家からなる三番組が重層する構造 を有し、本家格の家に実質的なムラの支配権が存在する点で、少なくと も南沢よりはるかに同族的な性格を保持していると認識される。同族と 契約講のいずれが村落構造の主要な規定要因であるかについては、判断 が困難であり、今の所両者の関係を対等と位置付けておきたい。

大石田の場合と同じ発想で、「同族/当屋制村落」と概念化した畑作 農村に「村組的契約講型」を類型化するものである。

北村・原村は、同族であるジルイと「拡散的構造」の親分子分関係の 双方が存在しており、前者が家を単位、後者が個人を単位として異なっ た場面でイチシアチブを発揮しながら相補的に村落構造の形成に寄与し ていると判断する立場から、親分子分関係に一つの主体的な村落構造の 規定要因としての立場を認め、これまた蒲生正男(1982)の理論に は登場しない「同族/親分子分制村落」を新たに設定して、ここに分類した。

なお、同族と親分子分関係のいずれの影響力が大きいかについては、 後者に村落構造の主要な規定的役割があるとみられることを既に論じた。 他の二つの型の場合同様、こうした理論的整理において位置付けられ る畑作農村に「拡散的構造の親分子分関係型」を類型化するものである。 以上をまとめてみると、いずれの事例村の村落構造の形成にも、同族 が関与しており、この点では、東北日本畑作農村は広い意味で同族制村 落と一括し得るであろう。しかしながら、細部の特色には顕著な違いが 判明する。「同族型」と「契約講型」は、現状における把握では双方と も主として東北地方に分布しているとみられる。東北地方内での両者の 分布の違い(もしくは重複)の検討は今後の課題であるが、仲間型同族 の分布地域と「契約講型」のそれが多分に重複するか否か、この点の確 認が解明の糸口になるものと展望されよう。これに対し、「親分子分関 係型」は中部地方を中心に分布していることが予想される。他の二つの 型と明らかに分布圏の違いが認められることは留意されよう。こうした 違いの背景をめぐる本格的な検討は、多くの事例の集積とその分布図の 作成を待って行うしかないが、次節で若干の考察を試みたい。

⑨典型的社会体系のパターン:

これまでの考察から得られたデータを総括し、各事例村のパターンを まとめてみたい。

大石田の場合は:

拡大指向/現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族・状況不変イデオロギーとパターン化された。蒲生が提示した三つのパターンの一つに完全に一致するものであった。

南沢及び毒沢の場合は:

現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族/当屋・状況不変/状況可変イデオロギー

とパターン化された。蒲生(1982)の理論では把握できないパター

ンが提示されることとなった。

北村・原村の場合は:

現状維持型家族・ヨメイリ婚・同族/親分子分・状況不変/状況可変イ デオロギー

とパターン化された。これまた蒲生(1982)の理論では把握できないパターンであるが、南沢及び毒沢の場合とも異なるものである。

以上を総括的に考えてみると、東北日本畑作農村の社会体系は、特に、村落構造とイデオロギーの面で複数の規定的要因や相反する原理が場面を違えて併存する傾向にあり、多分に蒲生(1982)の理論では把握しきれない特色を持つものであることが理解されるのである。なお、表98「東北日本畑作農村社会の類型試論」は、各類型ごとに、九つの指標から分析された特色の概要を一覧として整理したものである。ご参照いただければ幸いである。但し、⑧の指標である「村落構造」については、ここでの考察を踏まえて、「本家の統制力の弱い同族型」、同族/当屋制村落=「村組的契約講型」、同族/親分子分制村落=「拡散的構造の親分子分関係型」を抽出し、畑作農村の「類型」欄を設けているため、重複を避けるべくこれを削除してある。

このような結論が導き出されてきた背景には、蒲生と筆者の根本となる理論的視角の違いがあるものと思われる。すなわち、社会構造の形成の基盤となる家族・婚姻・親族のあり方にまず注目し、それぞれの類型論を示し、さらに、主体の論理の類型論を加えて、最終的に地域類型論を構想する蒲生に対し、筆者は、人間の生存にとって、より本質的に重要と思われる食糧の確保や、そのための生業形態・構造のあり方、生態的、経済的条件に第一義的な関心を寄せ、文化核心の理論を念頭において考察を始める。このため、いかなる生業形態が主体となるか、特に生業をめぐる各種の共同や(共有)財産の所有形態、耕地・漁場の利用方法等、生業が展開する場面での社会的な諸関係の特色を多分に考慮することになる。言わばこうした作業の基礎に立って蒲生の理論を活用しているわけである。生業形態の特色(畑作)を考慮し、たとえば、山間部

の隔絶した環境に位置し、田をほとんど持たない畑作農村の同族と、広々と水田を保有する平地村の同族では、自然と違った特色があるはずと展望し、これを視角化して村落構造の細部の特色を分析しようとする筆者の目には、蒲生と異なる類型や社会体系のパターンが見えてきたということであろう。

1980年前後から日本文化・社会の地域性研究が再び活性化し始めたが、こうした生業形態の違いを考慮した分析視角の設定や考察により、新たな類型化や地域区分が生じる可能性が多分にあるのではなかろうか。 筆者自身の研究の展望でもあることを申し上げておきたい。

B. 総括

前節の比較内容を踏まえて、東北日本畑作農村の社会構造の全般的な特色と「同族型」、「契約講型」、「親分子分関係型」という異なった類型が生じた背景について考察してみたい。

1. 東北日本畑作農村の同族にみる特色

東北日本畑作農村が広い意味で同族制村落に一括されるとみられることには、すでに言及した。しかしながら、特に水田稲作農村にみられる 典型的な同族と比較して、それとは異なる共通する特色が確認される。

それは、本家による同族の統制が弱体であること。もしくは、本家と分家の関係が支配的な主従関係よりも、対等で、互恵的な関係に近いことである。この背景の第1は、山間部他僻地に位置することが多い東北日本畑作農村においては、大規模な土地=耕地、特に平地村の同族では本家による同族統制の経済的な最大の根拠となる水田の開墾、大規模な所有は困難であり、本家が財産分与による土地所有関係を媒介に分家を統制することは発達しにくかったことがあるものと思われる。否、分家を創設することは、通常分家が生きていくために必要な条件の整備が本家に求められることとなるが、もともと限られた財産で、本家自身もまた生存に必要な最低限の条件を確保しなければならないとすれば、自ず

と財産分与は均等に近いものになる(従って、両者の経済力には大きな差は生じにくい)か、分家が遠からず自己の稼ぎで自立できる目途を根拠に、財産の分与は(ほとんど)行わない事態が恒常化したものと思われる。当然分家は、生活上不利な立場にあることでは違いはないが、経済的には本家に(ほとんど)負い目がないことになる。大石田における本家分家=6分4分の耕地の分割や、毒沢の均分相続は特に端的と思われる。また、財産分与を受けにくい分家の立場を考慮すると、大石田のコモタズ、慣行としての名称はないが、南沢の絶家再興型の分家創設、北村・原村のリョウイレ等の夫婦養子の慣行の発達、こうした分家を含む同族の形成も理解されよう。

第2の理由は、本家分家関係=地主小作関係となることが少ないこと。同上の理由により、耕地の貸与という形での分家の統制も生じにくい。たとえば、北村・原村にはこの種の関係はみられず、また、南沢と毒沢では、地主は本家格の家にもわずかに認められるが、対象となる耕地はムラ外に居住する不在地主の所有するものにも多くを負っている。不在地主との間で地主小作関係が成立しており、地主小作関係が偏にムラ内の本家の権威を強化するものとしては機能していない。これに対し、すでに指摘したように、大石田では山林の所有貸与をめぐる地主小作という形で、ムラ内の本家分家関係が地主小作関係と比較的重複する特色が認められ、違いがある。本家による同族の統制が機能しやすい条件が整っている点を再確認しておきたい。

その3は、出自をめぐる意識が比較的希薄とみられること。東北日本畑作農村は、外部との隔絶性の高い小規模な共同体である場合が多く、5割を越えるムラ内婚が伝統的に繰り返されてきたとみられる。このことは、日常的に接触が可能なムラ内の各戸が相互に何等かの意味で親戚関係にあるかのごとき状態を招来することを意味している。厳密に出自をたどることによってのみ親族を確定することの意味は限定的である。同族を構成する各戸は互いの系譜上の関係をよく理解しており、南沢の場合に比較的明確であったように、(祖先)祭祀的な場面では本家を中

心に一定のまとまりをみせたり、系譜=出自関係を考慮した対応がみられるが、各種の共同労働他、日常この関係が強調されることはほとんどない。むしろ親類が発達し、それが近隣組等の地縁的な関係ともしばしば重なり合いながら、日常のつながりにおいては同族以上に重要性を増す背景を理解することができよう。すでに何度か確認してきたように、妻方・母方の親族との結び付きも比較的強く維持される傾向にあり、父系的なつながりの強調に傾きがちな同族一般の特色とは違った様相が確認される。

2. 地縁関係の発達

これまでみてきたように、本家、地主、旧家であること等、何等かの家格を伴う(認められた)家が存在しないわけではないが、東北日本畑作農村においては、突出した権威や経済力を有し、支配的な立場に立つ家は限られている。特定の権威に収斂する形でムラの秩序は形成されていない。ムラ内の各戸は、概ね対等な立場にあり、共有財産の平等な利用、輪番制、交替制、互恵制を基本とする自治機構、相互扶助や共同を発達させる傾向が認められる。契約講や親分子分関係、近隣組等、親族関係よりも、地縁的な関係の中でこうした制度は発達し、各戸の水平的なヨコの連帯によってムラの秩序が維持されてきたとみられる。筆者はこれを、「東北日本畑作農村の地縁的、対等互恵の社会構造」と命名したいと思う。

3. 「同族型」・「契約講型」・「親分子分関係型」の形成ところで、全体としてみれば、概ね「地縁的、対等互恵の社会構造」という特色を共有する東北日本畑作農村に、何故標記のような三つのバリエーションが存在するかについては、考察が加えられねばならない。限られた事例からの考察は、著しく仮説的なものにならざるをえないが、今のところ、筆者は次のように考えている。

最初に、『水平的な村落統合・各戸相互の連帯のシステムを発達させていないもの=「タテ」の統制力の弱い同族のみによる村落統合』と 『水平的な村落統合・各戸相互の連帯のシステムを発達させているもの』 の違いが生じる背景は、モデル村である大石田とその他の三つのムラの事例を比較してみることにより明らかとなる。すなわち、本論第 II 部第 1 節 D ですでに言及しているが、大石田がその他のムラと決定的に異なるのは、確かに平地村の同族のように、水田こそ大規模に所有していないものの、概ね各同族の本家格の家が在村の山林地主の立場にあり、山林という財産所有を背景に、小作である分家、さらに、同族全体の統制を一定限可能にしてきたとみられる点にある。平地の典型的な同族の本家の支配力には遠く及ばないにせよ、それに準拠した機能を発揮できたものと思われる。大石田では村落統合の主体的な力がなお「タテ」の秩序を基本とする同族において存在し、それがために積極的な「ヨコ」連帯の制度は発達が抑制されたものと思われる。

では、後者には、何故「契約講型」と「親分子分関係型」の二つの類型が形成されたのであろうか。

筆者はこの背景に同族の性格の違いと社会的な基本的単位としての「家」の持つ意味の違いがあるものと今のところ考えている。同族は「家」である本分家各戸から構成されるが、序論で確認したように、マキ型の同族は、本分家関係にある「家」を大規模に階層的に組織し、本家による権威的統制=系譜の本末関係の序列を厳守し、本分家の主従関係の秩序に厳しいと、一般に報告されている。しかも、各「家」が存続する限りこうした関係が継続する超世代性も顕著な特徴とされる。

ところで、「契約講型」の畑作農村は、こうしたマキ型同族とほぼ共通の分布を示しており、興味深い特色をなしている。少なくとも、南沢、毒沢の契約講は、村会としてムラの自治を協議するヨリキや二十日講には、世帯主が出席する習いとなっており、この意味では戸主会であるが、その他の相互扶助の場面では、家族全体の対応となっており、基本的な構成単位は「家」である各戸が担っている。また、各契約講の構成や当前・当番組の組み合わせは、いずれかの「家」の没落と創設が生じない限り、恒久的なものである。すなわち、この点でマキと共通の特色を有しており、両者間の整合性が理解される。すでに本節Aで、本論第Ⅱ部

で考察した四つの事例村の社会構造上の特色を総括したが、いずれも「家」の形成と維持に中核的な機能を持つ家族と婚姻の側面では、「状況不変」のイデオロギーが貫徹されていた。同族と契約講双方の基本的構成単位は厳守しようとする姿勢が明らかである。

また、南沢も毒沢も地主小作関係が発達しているが、地主小作関係は、正確には個人個人の契約関係ではなく、地主「家」と小作「家」の関係であり、しばしば同族の本分家関係と一体となって、半ば恒久的な支配従属関係を生み出してきたことは、今さら繰り返すまでもない。ここでも「家」が単位となって機能しており、同族や契約講と適合的である。

これに対し、「親分子分関係型」の畑作農村の場合はどうであろうか。ここで問題となる同族はジルイ型である。マキ型とは対照的に、本分家関係にある2~3戸から構成される世代限定的な関係が特色の同族であって、本分家間の上下の序列や支配服従関係はさして厳格ではない。構成戸相互の関係が比較的対等であって、同類とも呼ばれることがある。本家の統制力は畑作農村に限らず一般に弱い。祖先祭祀と相互扶助に主たる機能があるとも報告されている。

また、少なくとも北村・原村では地主小作関係は認められない。すで に確認したように、ムラ内各戸の階層差も小さなものとみられる。

確かに北村・原村においても、家族や婚姻体系には「状況不変」のイデオロギーが認められ、同族の維持には貢献していると思われるが、「契約講型」の場合に比べると、「家」が時間的・空間的に問題とされる条件はかなり限定的とみられよう。言わばこうした状況故に、「家」の枠に拘束されない(「家」を単位としない)個人的な関係が発達しやすかったのではなかろうか。

以上のような違いが異なった類型を生み出した背景にあるものと考察 したが、繰り返しながら検討対象とした事例は大変限られており、今後 多くの事例を得て、緻密な検証に努めることが必要である。自己の課題 を確認して社会構造論の総括の結びとしたい。

脚注

- (1)仲間型同族については、以下をご参照いただきたい。
 大竹秀男 1962 『封建社会の農民家族』 創文社
 長谷川善計 1981 「同族団の初源的形態と二つの家系譜(上)」
 『神戸大学文学部紀要』 9 同 1983 「同族団の初源的形態と二つの家系譜(下)」 『神戸大学文学部紀要』 10
- (2)上野和男 1992 『日本民俗社会の基礎構造』 ぎょうせい PP. 140~146

第3節 畑作文化の文化核心

全体の総括のために、最初の問題意識に戻って考えてみることにしたい。筆者は文化核心の理論を念頭に、稲作文化における水利組織や稲霊に当たるものが畑作文化では何なのかを考え続けてきた。しかし、率直に言って明確な答えはなお出てこない。

畑作は大量の水がなくてもできる。共有林があれば、火の危険がある焼畑ですら、かなり自由にできる。(少なくとも東北日本では)必要不可欠な利害関係で人々を拘束する要素があまりないのである。突出した立場や権威、経済力を持つ家もなく、支配と従属の関係は生まれにくい。輪番制の輪の中心は空である。畑作物はたくさんの種類があり、主力になるものは確認できるが、それが稲のように、一面的に拡大する様子はみたことがない。他の畑作物も量は少なくとも作られるのが普通である。一種類の畑作物しか作らないムラを筆者はしらない。

要するに、畑作農村なり、畑作文化には、絶対的な(もしくは一貫した)要素が見当たらないのである。様々な要素がまとまって畑作農村としての、または、畑作文化としての全体像となって初めて意味をなしていると言えるだろうか。チームプレーに近いと表現できるかもしれない。そこで、真理の探究にはもう少し時間が必要とみられるので、現時点での比喩的な見方を仮説として提示し、総括とさせていただきたい。

筆者なりの見方では、稲作文化は恒星と惑星の文化である。稲という 恒星(太陽)があり、それを中心にいろいろな惑星(諸慣行・制度)が 回っている。(機能している)。一方、畑作文化は星雲の文化である。 細かな星からなる星雲は、近づくとどこが中心なのかよくわからない。 しかし、離れてみれば、一つの大きな天体としてその実在を確認するこ とができるのである。

第4節 今後の研究の展望

序論第2節で、筆者は、畑作文化の研究が本格的に議論されるようになったのは1970年代の終わりから、同80年代の初頭のことであるとの認識を示した。まだまだ専門にとり組もうとする人も少なく、検討のための基礎データの集積や理論的な整理も課題を多く残している状況の下で本研究はそれに挑むものとして始められた。

地域性研究は、広い範囲のデータを網羅して、共通性を探り出すことに基礎的な作業の一つがある。ある文化要素がどのような地域的範囲に分布しているかを明らかにし、その特色をめぐって検討を加えることとなる。本論第 I 部第 1 節は、正にそうした成果のまとめであったが、でに御報告したように、従来畑作に関する多くの研究者の関心は薄かったとみられ、関係の情報を十分に盛りこんだ民俗誌は本当に限られていたのである。筆者は、地方、県、地域という 3 段階の区分を設けていたのである。筆者は、地方、県、地域という 3 段階の区分を設けていたが、そうした「地域」レベルまで踏み込んで、細かな地域性を明らかにしたいと願い、資料を集め続けていたが、そうした事情で十分な域に達することはできなかった。結局このレベルでの分析を目指すと、一つの事例からある地域の地域性を論じることともなりかねない危険に気づき、分析のレベルを「地方」とすることにしたのである。今後、有効な民俗誌が増えていけば、改めてより細かな地域性を論じることが、可能となるであろう。その意図も含めて、表には三段階の区分をそのまま残しておいた。

一方、それに続く本論第1部の第2~5節は、筆者のフィールドワークに基づく資料から論述されている。言わば序論第3節で提示した理論の実践である。しかし、初期のフィールドワークと最近のものとの間には、確かに内容に差があり、いささか歯がゆい。筆者の理論は自己のフィールドワーク体験とそれを踏まえた思索の中から生まれてきたことをこの機会に御報告したい。だが、核心となることは盛り込まれていると判断している。今後、各地のフィールドワークを一層進め、本研究で提

示した仮説を検証していくことができるであろう。東北地方のもう一つの焼畑拠点=北上山中や、雑穀とイモがぶつかり合う関東山地東側、埼玉県の秩父地方等、特に重要と思われる。本論に掲載できなかったが、筆者はそうした仮説検証の意図も持って、現在北関東地方で新たなフィールドワークを展開中である。当地の畑作文化は麦類を重要な指標の一つとするものであることがわかってきており、筆者の仮説を裏づけるものになっていることを参考までに御報告しておきたい。

さて、第 II 部で論じた社会構造はより一層精緻な検証を必要としていることは言うまでもない。民俗誌の断片的な記述ではとても検討材料にならないので、筆者自身がフィールドワークを繰り返すしかないのである。時間をかけて検証につとめたいが、現時点で、ヨコの連帯に最大の特色があるとしたことは、おそらく間違いないであろう。しかし、共有地がない場合や、著しく山林地主が発達した地域ではどういう事態になっているかという問題がある。この点の解明を一つの目的に、正にそうした土地である八丈島でのフィールドワークに取り組んでいる。後日その成果をご報告したい。

さらに、全国的な畑作農村の地域性を論ずる研究が残されていることは言うまでもない。おそらくイモ類が指標化作物となるとみられる西南日本の畑作農村の特色を解明しなければならない。本論での考察に基づけば、一般にヨコ連帯の社会とされる西南日本においてこそ、畑作農村社会は適合的であるはずである。一体ヨコの中のヨコの世界とはどのようなものであろうか。この検討を踏まえて全国的な畑作農村の文化・社会的特色を明らかにすると共に、そこから改めて東北日本畑作農村の個性を再考してみたい。

そして、もう一つ忘れられない問題は、東北日本の畑作文化の源流を探ることである。ナラ林文化論の枠組を活かした東アジア大陸部での調査、その成果と本論の成果の比較が期待されることになる。特に雑穀を焼畑における栽培作物の基本としてきた朝鮮半島は注目される。筆者は1992年に訪韓した際、韓国の研究者たちと一定の交流を持つことが

できたが、興味ある事実をご教唆いただいている。一つの研究上の展望 と位置付けていくことを申し上げ、本論の結びとしたい。